

第54期令和3年度第1回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和3年6月30日（水）15：15～
高松サポート合同庁舎北館7階702会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長、会長代理の選出について
- (2) 香川県最低賃金の改正諮問について
- (3) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
- (4) 令和3年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
- (6) その他

3 閉 会

第1回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No.1 第54期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 資料No.4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
- 資料No.6 第54期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No.7 令和3年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No.8 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.9 令和2年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.10 経済財政運営と改革の基本方針2021等
- 資料No.11 香川の賃金概況（令和3年）
- 資料No.12 香川県の雇用情勢（令和3年5月分）、労働市場の動向（令和3年5月）
- 資料No.13 香川県内経済情勢報告（令和3年4月）
- 資料No.14 香川県金融経済概況（2021年6月10日）
- 資料No.15 「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請」
（全国労働組合総連合四国地区協議会）
- 資料No.16 「JAL解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」
（JAL解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会）

別途配付資料

- ① 令和3年度版最低賃金決定要覧
- ② 2021（令和3）年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ③ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ④ 令和3年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑤ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑥ 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内

第54期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年4月21日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表表	あずま けいすけ 東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かごいけ のぶひろ 籠池 信宏	弁護士 公認会計士	
	かすがかわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴田 潤子	香川大学法学部 教授	
	たかつか じゅんこ 高塚 順子	高松短期大学保育学科 教授	
労働者代表表	おおしま みきとし 大島 幹敏	UAゼンセン香川県支部 支部長	
	たていし たける 立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つちだ かずき 土田 和樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
	ふじた あやこ 藤田 絢子	日本労働組合総連合会香川県連合会 執行委員	
使用者代表表	あやだ しょうこ 綾田 正子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	くぼた しんいち 窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	
	ともくに せいじ 友國 誠二	株式会社トモクニ 代表取締役	
	はまだ とおる 濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問	
	わたなべ けんじ 渡部 健司	今治造船株式会社 常務取締役	
任命年月日	令和3年4月21日 (任期は、令和5年4月20日まで)		

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3各人ずつ合計9各人とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人~~の~~個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（名称）

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

（会議）

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1各人出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1各人は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

（議事録）

第3条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2各人が署名確認するものとする。

（報告）

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（準用）

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
香川県最低賃金専門部会運営規程(案)

資料No. 4

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

（会議の公開）

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

（公開の掲示）

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、香川労働局において掲示する。

（傍聴の申込）

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

（抽選）

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、電話等で通知する。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

（名簿）

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

（傍聴）

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等の開始10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

第54期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	柴田 潤子	香川大学法学部 教授
労働者代表委員	大島 幹敏	UAゼンセン香川県支部 支部長
	立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長
使用者代表委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事
	濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問
	渡部 健司	今治造船株式会社 常務取締役

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和3年6月30日

令和3年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和3年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和3年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和3年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和4年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。



答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)



令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

令和2年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 9

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
<p style="text-align: center;">香川地方 最低賃金審議会</p> <p style="text-align: center;">31.4.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和2年6月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 	<p>② 令和2年7月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程 	<p>③ 令和2年7月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程 	<p>④ 令和2年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額820円(+2円、0.24%アップ) ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃の改正諮問
	<p>⑤ 令和2年8月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・2.8.5付け答申どおり決定することが適当との答申 	<p>⑥ 令和2年11月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改正状況報告 	<p>⑦ 令和3年3月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度特定最賃改正等の意向確認 ・令和3年度審議の進め方等(案)の審議 	
<p style="text-align: center;">運営小委員会</p> <p style="text-align: center;">2.6.30 委員指名</p>	<p>① 令和2年7月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無審議 			
<p style="text-align: center;">公益委員会</p>				
<p style="text-align: center;">実地視察</p>				
<p style="text-align: center;">香川県最低賃金</p> <p style="text-align: center;">2.7.15 委員委嘱</p>	<p>① 令和2年7月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・議事録署名委員の指名 ・生活保護関連資料説明 ・今後の審議日程 	<p>② 令和2年7月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和2年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	<p>④ 令和2年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額820円(+2円、0.24%アップ) 令和2年10月1日効力発生
<p style="text-align: center;">専 門 冷凍調理食品製造業最低賃金</p> <p style="text-align: center;">2.8.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和2年9月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和2年10月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和2年10月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額821円(+2円 0.24%アップ) 令和2.12.15 指定日発効 	
<p style="text-align: center;">門 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p> <p style="text-align: center;">2.8.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和2年9月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和2年9月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和2年10月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額943円(+3円 0.32%アップ) 令和2.12.15 指定日発効 	
<p style="text-align: center;">部 船舶製造・修理業、船用機低賃金</p> <p style="text-align: center;">2.8.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和2年9月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和2年10月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和2年10月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額956円(+3円 0.31%アップ) 令和2.12.15 指定日発効 	
<p style="text-align: center;">会 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p style="text-align: center;">2.8.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和2年9月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 	<p>② 令和2年10月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 	<p>③ 令和2年10月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額886円(+3円 0.34%アップ) 令和2.12.15 指定日発効 	

経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の経済的な上昇を促す。（後略）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績(*)を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

（後略）

(*)「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%、と引き上げられている。なお、2020年は0.1%の引上げとなった。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）
＜関係部分抜粋＞

【成長戦略フォローアップ】

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

③ 賃金

- ・ 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績(*)を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(後略)

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

令和3年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 年 続 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 その他 特別 給与額	労働者数
					現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	千人
全 国	43.2	11.9	165	10	330.6	307.7	905.7	2765023
北 海 道	44.5	11.6	166	9	292.4	272.8	723.7	100832
青 森	45.1	12.3	166	9	260.2	240.5	545.5	23110
岩 手	44.1	12.1	166	9	263.9	245.9	623.6	26600
宮 城	43.2	12.2	167	11	305.7	281.9	791.0	48869
秋 田	44.8	12.8	166	7	262.9	246.7	603.2	19231
山 形	44.0	13.3	166	8	268.0	251.9	652.4	25051
福 島	43.7	12.1	165	9	287.7	267.3	673.6	39213
茨 城	43.1	12.3	165	11	325.8	301.0	919.2	58437
栃 木	43.0	12.1	164	11	314.9	291.5	791.7	42908
群 馬	43.1	12.3	165	10	310.3	286.2	842.5	44029
埼 玉	43.7	11.5	166	10	324.7	301.5	769.2	114013
千 葉	42.8	11.3	165	11	328.7	302.0	811.7	93951
東 京	42.5	11.8	164	9	396.3	373.6	1196.8	512008
神 奈 川	43.3	12.0	164	12	364.4	335.2	996.9	170633
新 潟	43.9	12.9	166	8	277.7	259.4	649.3	50446
富 山	43.3	13.3	165	10	311.8	287.9	843.4	24975
石 川	43.6	12.6	167	9	306.7	285.2	830.3	25625
福 井	43.9	12.4	165	9	296.7	274.2	779.8	16104
山 梨	44.3	12.1	166	10	308.3	287.4	920.6	15061
長 野	43.7	12.8	164	8	304.4	283.5	822.3	40100
岐 阜	43.6	12.4	167	10	311.4	289.1	812.6	37339
静 岡	43.5	12.7	165	10	315.7	290.4	863.5	83622
愛 知	42.2	12.0	164	10	338.6	314.1	1070.6	188590
三 重	42.3	12.4	166	11	322.6	294.4	883.8	35674
滋 賀	42.7	12.6	163	11	327.9	301.5	927.4	27865
京 都	43.6	11.7	165	9	333.1	310.8	903.4	48190
大 阪	42.7	11.6	165	9	341.0	320.4	950.4	230685
兵 庫	43.2	11.8	164	11	328.6	301.5	905.5	97319
奈 良	43.6	11.9	166	8	317.2	296.0	804.3	16430
和 歌 山	43.2	12.1	167	9	298.9	277.6	760.7	14908
鳥 取	43.6	11.6	167	7	273.7	257.9	730.3	11140
島 根	43.9	12.4	165	9	277.6	257.3	679.1	12834
岡 山	43.0	12.1	165	11	302.1	277.4	795.8	40620
広 島	43.3	12.3	166	10	319.2	294.5	837.7	61113
山 口	44.1	13.1	166	10	304.5	279.7	882.7	25526
徳 島	44.6	12.6	165	8	289.0	270.3	768.5	12491
香 川	44.1	12.5	166	10	303.5	281.5	777.3	19104
愛 媛	43.5	11.6	168	11	282.5	260.5	692.0	26091
高 知	44.6	11.9	165	9	273.7	254.5	638.0	11686
福 岡	43.4	11.3	165	9	303.4	282.9	794.8	105637
佐 賀	43.8	11.9	167	11	276.6	255.0	653.9	16328
長 崎	44.3	12.1	166	11	275.1	255.2	654.5	24198
熊 本	43.6	11.4	168	9	282.4	262.4	717.5	32705
大 分	43.9	11.3	167	9	281.2	262.1	674.9	20637
宮 崎	43.8	10.9	167	9	265.7	248.5	651.8	20799
鹿 児 島	44.0	11.6	168	8	273.7	256.3	694.7	27809
沖 縄	42.7	9.6	167	8	270.0	252.5	500.3	24488

資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男								女									
	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者 数	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者 数
						現 金 給与額	所定内 給与額								現 金 給与額	所定内 給与額		
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人			
全 国	43.8	13.4	166	12	366.6	338.8	1060.3	1775651	42.0	9.3	162	6	265.9	251.8	628.4	989373		
北海道	45.3	13.2	169	12	324.3	300.2	838.7	62555	43.3	9.0	162	5	240.3	228.0	535.7	38277		
青森	45.4	13.4	167	13	292.4	265.7	641.9	13306	44.6	10.7	164	5	216.6	206.2	414.7	9804		
岩手	44.2	12.9	168	11	290.9	267.7	701.2	16405	43.8	10.8	163	5	220.4	210.8	498.6	10195		
宮城	44.2	13.3	168	13	338.6	309.2	913.1	31547	41.5	10.1	164	7	245.8	232.1	568.6	17321		
秋田	45.4	13.8	168	10	293.8	272.8	687.0	11104	44.1	11.5	164	4	220.8	211.0	488.7	8127		
山形	44.7	14.4	168	10	299.4	278.0	758.0	14830	42.9	11.7	163	5	222.4	213.9	499.1	10221		
福島	44.3	13.3	167	12	321.4	295.3	793.2	24677	42.8	10.1	162	5	230.4	219.7	470.6	14536		
茨城	43.5	13.8	166	13	360.1	330.0	1089.5	39021	42.4	9.5	162	6	256.7	242.7	576.9	19416		
栃木	43.2	13.4	165	13	344.8	315.9	924.7	28324	42.4	9.5	161	6	256.7	244.1	533.3	14584		
群馬	43.7	13.6	167	12	343.7	314.0	966.1	28925	42.1	9.8	163	6	246.4	233.1	605.7	15104		
埼玉	44.2	12.9	168	12	355.1	327.4	867.8	75279	42.6	8.7	162	6	265.6	251.1	577.5	38734		
千葉	43.4	12.8	167	13	364.4	331.0	945.8	60049	41.9	8.5	161	6	265.5	250.7	574.1	33902		
東京	43.5	13.3	165	10	435.5	410.3	1385.5	337172	40.4	8.9	161	7	320.8	302.7	832.8	174836		
神奈川	44.1	13.5	166	14	397.3	362.4	1156.1	116081	41.7	8.7	161	7	294.3	277.4	658.2	54552		
新潟	44.5	14.0	168	10	304.0	280.8	744.1	31791	42.8	11.0	164	4	232.8	222.8	487.8	18655		
富山	43.6	14.3	166	12	342.1	312.8	949.2	15917	42.6	11.6	163	5	258.6	244.2	657.5	9058		
石川	43.9	13.8	168	11	343.4	316.7	947.5	16115	43.0	10.7	164	5	244.4	231.8	631.6	9509		
福井	44.2	13.2	166	12	328.0	299.3	856.7	10097	43.4	11.1	164	4	244.1	232.0	650.7	6007		
山梨	44.6	13.1	167	12	343.4	317.6	1120.9	9604	43.9	10.3	163	6	246.6	234.2	568.1	5457		
長野	43.9	14.4	166	10	336.8	312.4	971.6	25769	43.3	9.9	161	5	246.2	231.6	553.6	14331		
岐阜	43.8	13.6	168	12	341.0	314.0	918.2	25659	43.0	9.6	164	6	246.3	234.3	580.6	11680		
静岡	43.8	14.2	166	12	350.2	318.6	1008.2	54890	42.9	9.8	162	6	249.9	236.5	587.0	28731		
愛知	42.8	13.7	165	11	371.0	341.7	1236.6	129166	41.0	8.4	162	5	267.9	254.1	709.7	59424		
三重	43.0	14.1	167	14	362.8	327.4	1051.0	23404	40.9	9.1	165	6	246.0	231.4	564.9	12270		
滋賀	43.3	14.0	165	13	363.7	331.5	1090.9	18439	41.4	10.0	161	7	258.0	242.9	607.5	9426		
京都	44.4	13.1	167	11	369.9	342.4	1043.7	29852	42.3	9.5	161	5	273.2	259.2	674.9	18337		
大阪	43.3	13.2	167	11	379.7	354.9	1134.2	145757	41.6	8.7	162	6	274.6	261.2	635.0	84928		
兵庫	43.9	13.5	166	13	362.3	329.0	1052.9	62381	42.0	8.8	162	6	268.4	252.4	642.4	34938		
奈良	44.2	13.6	167	9	348.5	324.0	936.7	10044	42.7	9.3	164	6	267.9	252.0	595.9	6387		
和歌山	43.7	13.5	168	12	331.0	304.4	857.9	9138	42.3	9.8	165	5	248.1	235.3	606.8	5770		
鳥取	43.5	12.3	168	9	303.7	283.2	868.3	6522	43.7	10.6	164	5	231.3	222.3	535.4	4618		
島根	44.2	13.3	166	11	305.1	279.6	759.7	7924	43.4	11.1	164	6	233.3	221.4	548.9	4909		
岡山	43.7	13.7	166	13	336.1	305.8	948.0	25448	41.9	9.5	163	8	245.0	229.9	540.3	15172		
広島	43.7	13.6	167	13	354.2	322.9	953.5	40357	42.5	9.6	164	5	251.3	239.2	612.7	20756		
山口	44.6	14.8	167	13	338.9	307.1	1025.8	16152	43.3	10.3	164	4	245.3	232.4	636.2	9374		
徳島	44.9	13.9	166	10	319.9	297.0	909.9	7266	44.1	10.8	163	5	246.0	233.3	572.0	5225		
香川	44.9	14.0	168	12	340.1	313.3	893.4	11992	42.8	10.0	164	6	241.7	227.7	581.5	7112		
愛媛	44.0	13.3	170	14	316.9	288.4	812.7	16004	42.7	9.0	165	7	228.1	216.2	500.5	10087		
高知	44.0	13.2	168	11	304.5	280.5	745.0	6549	45.5	10.2	162	6	234.5	221.3	501.7	5138		
福岡	44.1	12.9	167	11	342.9	316.6	967.4	63219	42.4	8.9	162	5	244.5	232.5	537.6	42418		
佐賀	44.2	13.2	169	15	312.3	283.3	777.5	9481	43.3	10.0	165	6	227.2	216.0	482.7	6847		
長崎	44.8	13.1	168	14	306.8	280.8	756.7	13547	43.7	10.7	164	6	234.7	222.7	524.4	10651		
熊本	44.0	13.3	169	12	320.6	294.3	861.1	18691	43.0	9.0	166	5	231.5	219.8	526.0	14014		
大分	44.3	12.5	169	12	314.7	289.4	772.5	12084	43.4	9.7	166	5	233.9	223.5	537.1	8553		
宮崎	44.2	11.9	168	12	297.3	274.3	761.0	12398	43.2	9.5	166	4	219.1	210.4	490.7	8402		
鹿児島	44.8	13.1	170	10	307.3	285.1	829.7	16737	42.7	9.2	165	5	222.9	212.8	490.5	11072		
沖縄	42.7	10.2	170	10	300.5	277.9	572.4	13983	42.6	8.7	164	5	229.5	218.7	404.3	10505		

資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

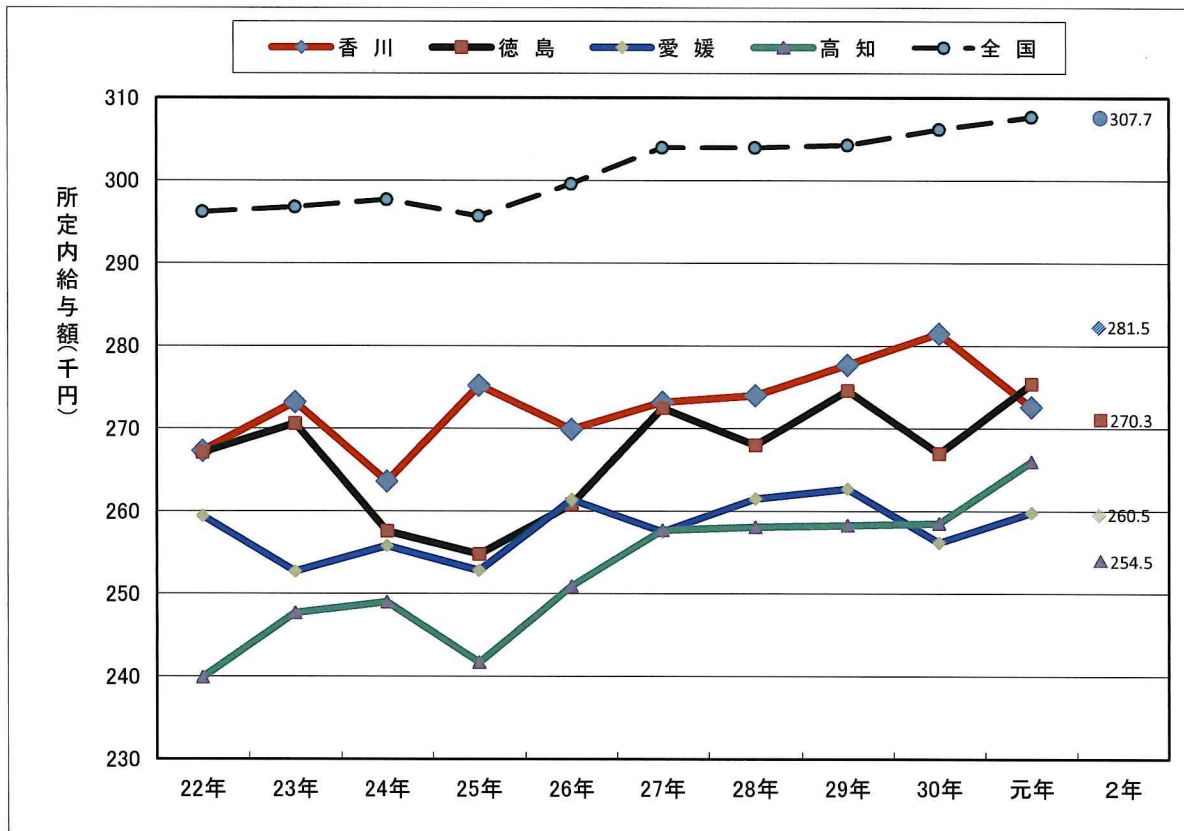
産業計・規模計 (単位:千円)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
香川	267.3	273.2	263.6	275.2	269.9	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6	281.5
徳島	267.1	270.6	257.6	254.8	260.8	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4	270.3
愛媛	259.4	252.7	255.8	252.8	261.4	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8	260.5
高知	239.9	247.7	249.0	241.7	250.9	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0	254.5
全国	296.2	296.8	297.7	295.7	299.6	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7	307.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

2 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



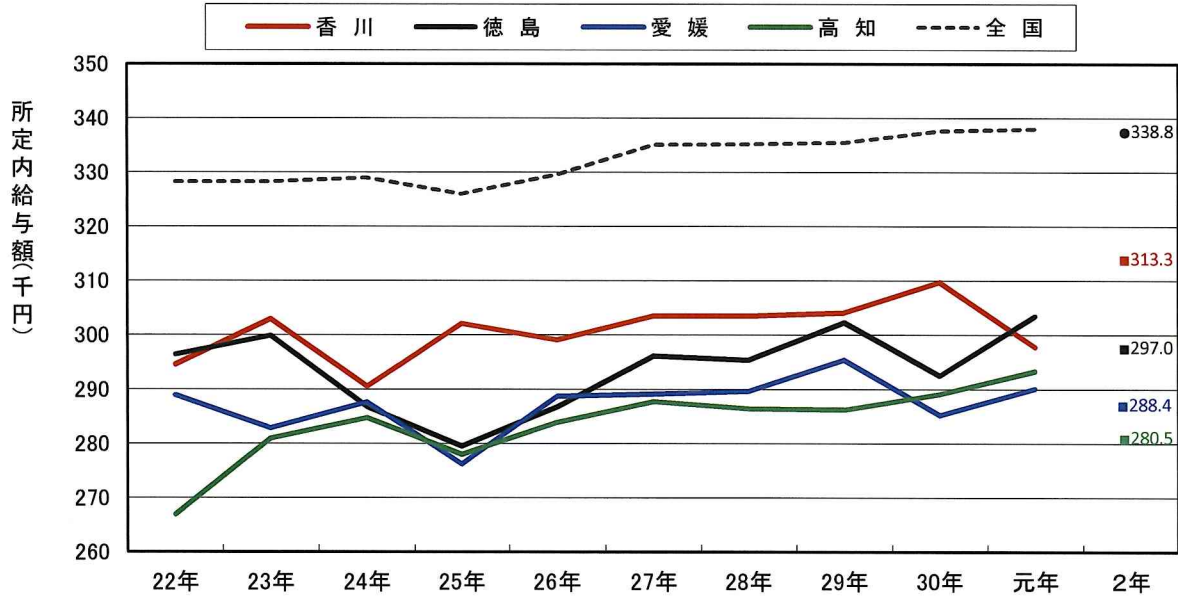
男性

産業計・規模計 (単位:千円)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
香川	294.5	302.9	290.5	302.1	299.1	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8	313.3
徳島	296.4	299.9	286.8	279.5	286.7	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5	297.0
愛媛	288.9	282.8	287.6	276.2	288.7	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1	288.4
高知	266.9	280.9	284.7	278.0	283.9	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3	280.5
全国	328.3	328.3	329.0	326.0	329.6	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0	338.8

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



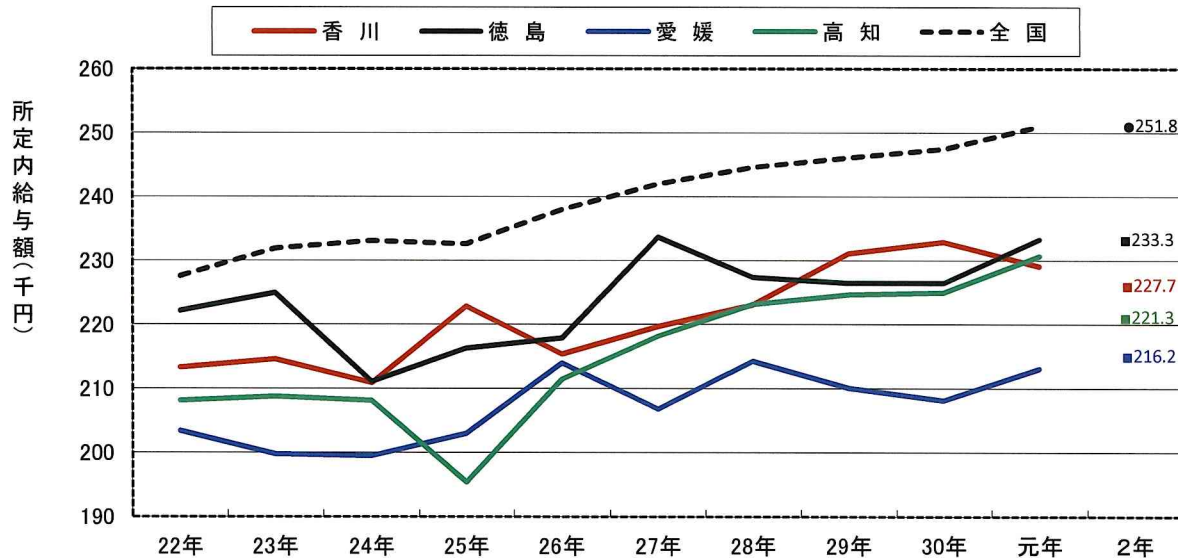
女性

産業計・規模計 (単位:千円)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
香川	213.3	214.6	210.9	222.9	215.4	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1	227.7
徳島	222.2	225.0	211.1	216.3	217.9	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3	233.3
愛媛	203.4	199.8	199.5	203.0	214.0	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1	216.2
高知	208.1	208.8	208.1	195.4	211.5	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7	221.3
全国	227.6	231.9	233.1	232.6	238.0	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0	251.8

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

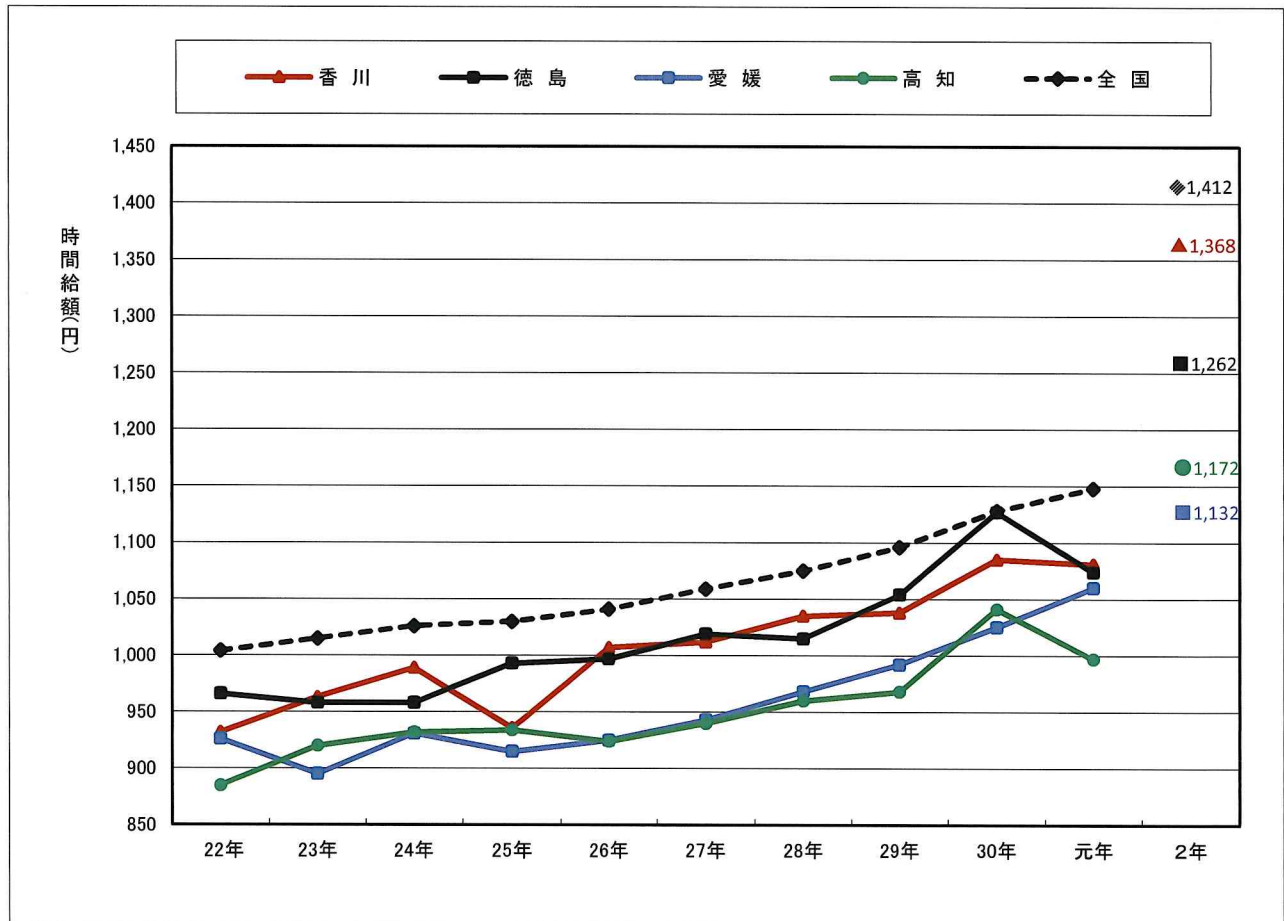
男女計

産業計・企業規模計 (単位：円)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
香川	932	963	989	936	1,007	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081	1,368
徳島	966	958	958	993	997	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074	1,262
愛媛	926	895	931	915	925	943	968	992	1,025	1,060	1,132
高知	885	920	932	934	924	940	960	968	1,041	997	1,172
全国	1,004	1,015	1,026	1,030	1,041	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148	1,412

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている労働者を除外している。



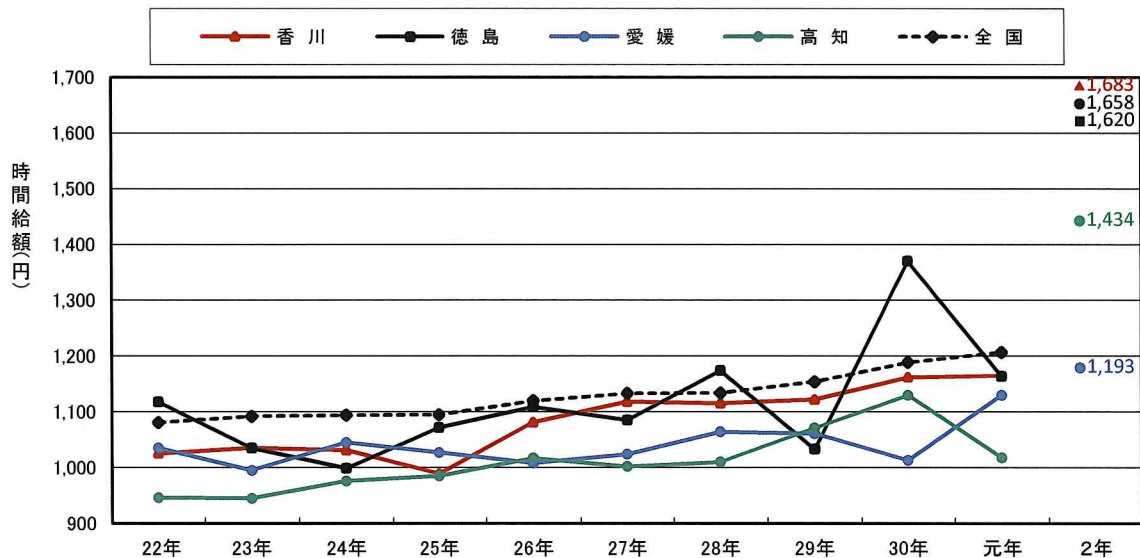
男性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
香川	1,025	1,035	1,031	989	1,081	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165	1,683
徳島	1,118	1,035	999	1,072	1,109	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164	1,620
愛媛	1,035	995	1,045	1,027	1,008	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130	1,193
高知	946	945	976	985	1,017	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018	1,434
全国	1,081	1,092	1,094	1,095	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207	1,658

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 男女計の注) 2に同じ。



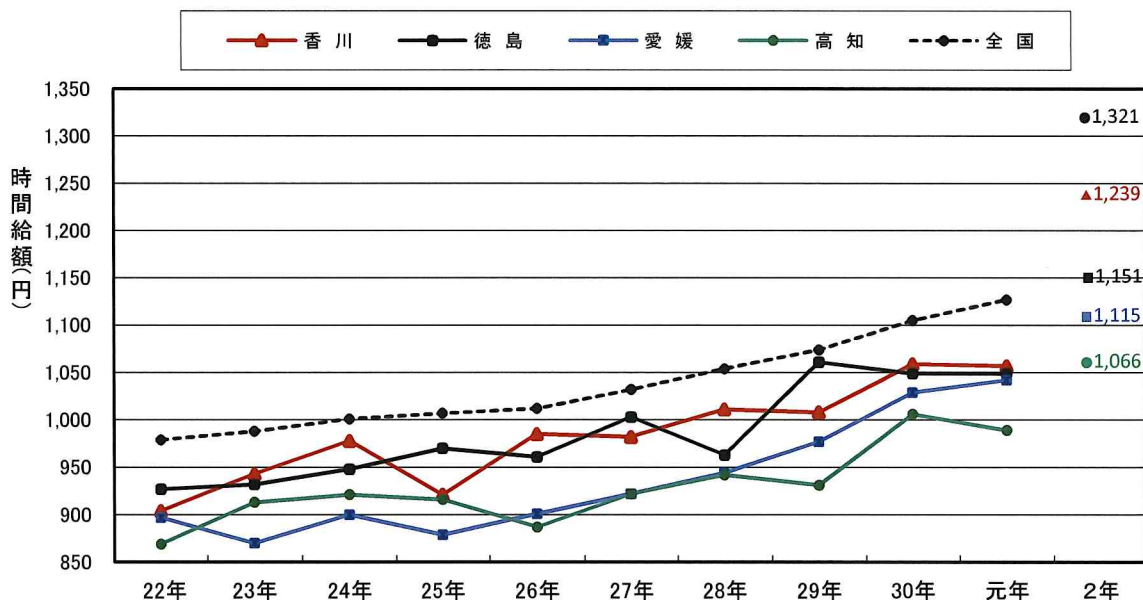
女性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
香川	904	943	978	921	985	982	1,011	1,008	1,059	1,057	1,239
徳島	927	932	948	970	961	1,003	963	1,061	1,049	1,049	1,151
愛媛	897	870	900	879	901	922	944	977	1,029	1,042	1,115
高知	869	913	921	916	887	922	942	931	1,006	989	1,066
全国	979	988	1,001	1,007	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127	1,321

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 男女計の注) 2に同じ。



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与其他特別給与額

令和2年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	45.4	4.3	15.1	4.9	1,683	52.8	48.5	6.4	16.0	5.1	1,239	60.8
製 造 業	57.4	10.8	17.7	6.2	1,455	94.3	52.6	8.0	17.8	5.2	1,189	123.8
卸売・小売業	42.7	3.2	17.0	4.8	1,009	16.4	46.8	6.1	16.5	5.2	1,019	19.1
宿泊業, 飲食 サービス業	28.5	2.5	11.1	4.5	1,075	2.8	40.9	5.0	13.2	4.4	1,231	6.6
サービス業	58.9	5.3	16.9	4.9	1,107	10.3	53.5	5.1	17.3	5.2	1,035	16.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

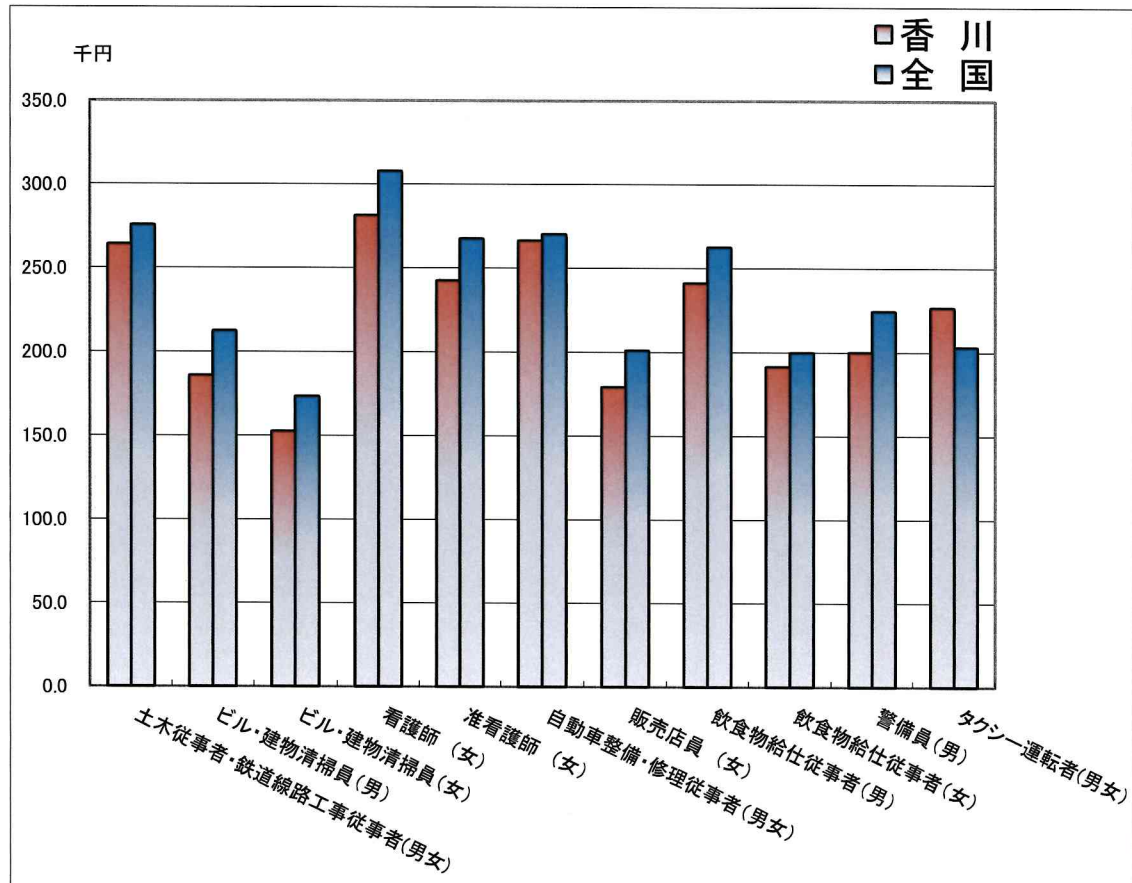
6 職種別所定内給与額

令和2年 産業計・企業規模計（単位：千円）

職 種	香 川	全 国
土木従事者・鉄道線路工事従事者(男女)	264.1	275.7
ビル・建物清掃員(男)	185.7	212.3
ビル・建物清掃員(女)	152.3	173.3
看護師（女）	281.4	307.8
准看護師（女）	242.4	267.6
自動車整備・修理従事者(男女)	266.5	270.3
販売店員（女）	179.1	200.8
飲食物給仕従事者(男)	241.1	262.6
飲食物給仕従事者(女)	191.3	199.8
警備員(男)	199.9	224.5
タクシー運転者(男女)	226.5	202.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

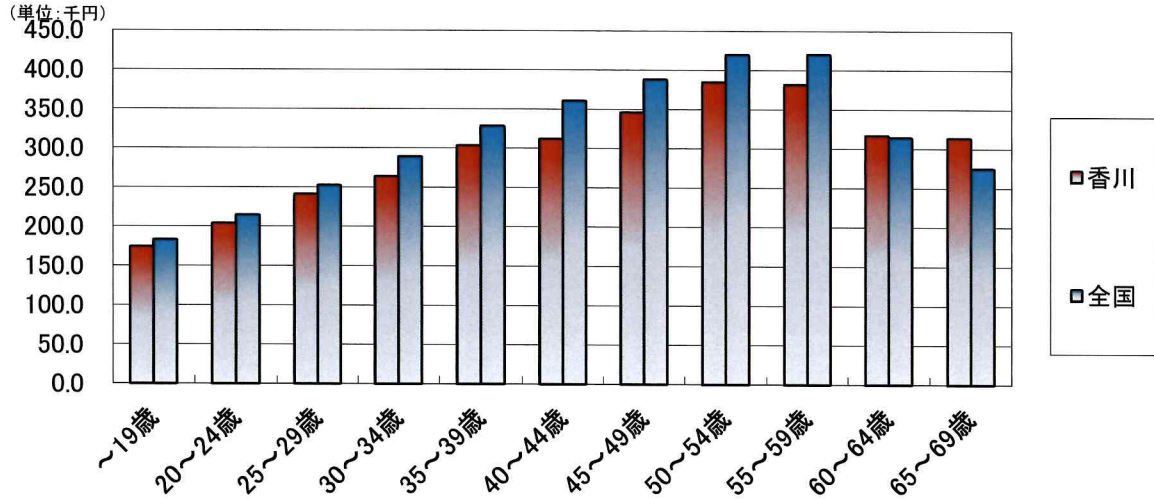
男性

令和2年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	174.0	203.9	241.0	263.8	303.4	312.2	346.0	384.6	381.6	316.8	313.8
全国	183.2	214.6	252.6	289.2	328.3	360.7	387.9	419.6	420.1	314.3	275.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



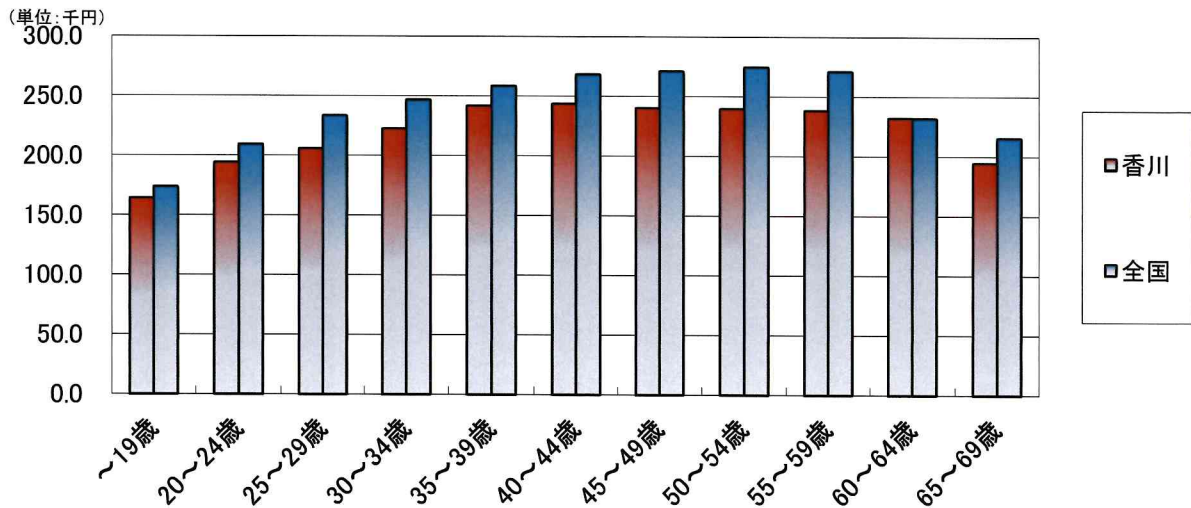
女性

令和2年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	164.1	194.2	205.7	222.4	241.8	243.7	240.2	239.6	238.4	232.2	194.6
全国	173.7	209.2	233.4	246.8	258.5	268.3	271.1	274.7	271.1	232.0	215.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

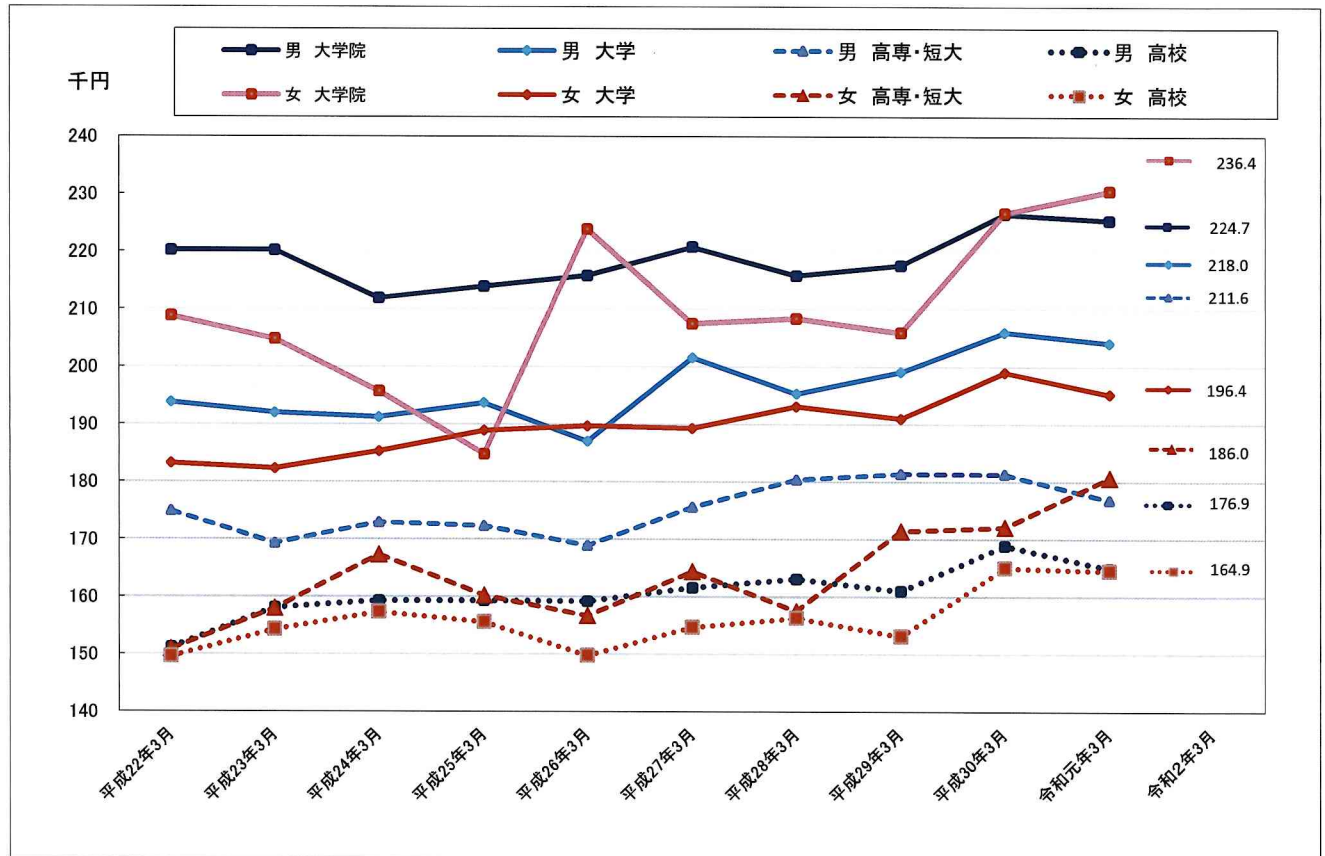
産業計・企業規模計 (格差:東京=100)

卒業年月	男								女							
	大学院		大学		高専・短大		高校		大学院		大学		高専・短大		高校	
	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差	所定内 給与額 (千円)	格差
令和2年3月	224.7	87.7	218.0	94.0	211.6	94.2	176.9	97.3	236.4	82.5	196.4	86.3	186.0	87.5	164.9	88.3
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0
平成25年3月	213.9	91.0	193.7	92.0	172.3	95.0	159.3	96.0	184.8	77.0	188.9	93.0	160.2	88.0	155.6	96.0
平成24年3月	211.9	92.0	191.2	92.0	172.9	96.0	159.3	97.0	195.7	83.0	185.3	90.0	167.3	95.0	157.3	95.0
平成23年3月	220.2	87.0	192.0	85.0	169.3	87.0	158.1	96.0	204.8	78.0	182.3	84.0	158.0	82.0	154.3	96.0
平成22年3月	220.2	96.0	193.8	91.0	174.9	95.0	151.2	91.0	208.8	92.0	183.2	91.0	150.9	82.0	149.6	92.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、所定内給与額に通勤手当は含まれていない。



香川県の雇用情勢（令和3年5月分）

- 5月の有効求人倍率（季調値） **1.34倍**（前月差 ▲0.01ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.07倍**（前年同月差 ▲0.05ポイント）
- 雇用情勢判断 「求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.01ポイント低下。118か月連続で1倍台(全国第11位、全国1.09倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.05ポイント低下(全国第9位、全国0.82倍)

年 月	R2年12月	1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.28	1.37	1.38	1.30	1.35	1.34
正社員有効求人倍率	1.12	1.12	1.05	1.04	1.02	1.07

(注)1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

2. 令和2年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- **判断を据え置き**

変更した月	変 更 し た 内 容	判断方向
令和3年4月	求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある	据え置き
令和2年5月	求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある	下方修正
令和2年3月	求人が求職を大幅に上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある	下方修正
平成29年5月	改善が進んでいる	上方修正

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、6,824人(前年同月比 10.1%増) 2か月連続で増加
増加した主な産業は、卸売業、小売業、サービス業(他に分類されないもの)、医療、福祉 等
減少した主な産業は、製造業、公務・その他、複合サービス事業 等

年 月	R2年12月	1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	▲31.6	▲3.6	▲18.6	▲12.6	16.7	10.1

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、3,424人(前年同月比 7.8%増) 3か月連続で増加

年 月	R2年12月	1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	▲7.0	▲12.2	▲1.0	7.6	13.8	7.8

1. 労働市場

(1) 概況 有効求人倍率 1.34倍(前月より0.01ポイント低下) 全国11位

5月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.34倍(全国11位)と前月より0.01ポイント低下した。平成23年8月以降、118か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、卸売業、小売業、サービス業(他に分類されないもの)、医療、福祉等で増加し、製造業、公務・その他、複合サービス事業等で減少となり、全体で10.1%増と2か月連続で増加した。有効求人(原数値で前年同月比)は、3.5%増と17か月ぶりに増加した。新規求職(原数値で前年同月比)は、7.8%増と3か月連続で増加、有効求職(原数値で前同月比)は、10.8%増と10か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.33、丸亀1.11、坂出1.45、観音寺1.46、さぬき0.69、土庄1.46倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.07倍と0.05ポイント低下した。正社員の新規求人は7.7%増、非正社員の新規求人は12.8%増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は51.5%と前年同月より1.1ポイント低下した。

求人が求職を上回る状況は続いているものの、求人が減少しており、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されることから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とした。

○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月
香川県	1.43	1.26	1.28	1.26	1.26	1.27	1.28	1.28	1.37	1.38	1.30	1.35	1.34
四国	1.26	1.20	1.19	1.15	1.14	1.14	1.13	1.14	1.19	1.21	1.21	1.23	1.25
全国	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和2年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法II(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.07倍(前年同月を0.05ポイント下回る)

正社員の有効求人倍率は1.07倍となり、前年同月を0.05ポイント下回った。

17か月連続で前年同月を下回った(同水準の月を含む)。

項目	年 月	3年4月	3年5月	2年5月	前年同月比、差 (%、ポイント)
正社員新規求人数	(人)	3,795	3,513	3,261	7.7
正社員有効求人数	(人)	10,426	10,312	9,983	3.3
正社員就職件数	(件)	620	574	430	33.5
常用フルタイム有効求職者数	(人)	10,201	9,616	8,931	7.7
正社員有効求人倍率	(倍)	1.02	1.07	1.12	▲0.05
正社員充足率	(%)	16.3	16.3	13.2	3.1

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向 新規求人数 6,824 人 (前年同月比 10.1%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 10.1%増と 2 か月連続で増加した。産業別では、建設業(1.4%増)、製造業(7.1%減)、情報通信業(216.0%増)、運輸業、郵便業(14.1%増)、卸売業、小売業(39.0%増)、宿泊業、飲食サービス業(9.8%増)、生活関連サービス業、娯楽業(29.0%増)、医療、福祉(6.4%増)、サービス業(27.3%増)となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移 (%)

産 業	2 年 12 月	3 年 1 月	3 年 2 月	3 年 3 月	3 年 4 月	3 年 5 月
建設業	▲7.4	16.6	▲28.9	13.5	1.1	1.4
製造業	▲36.3	▲12.5	▲31.0	▲8.1	3.5	▲7.1
食料品	▲46.6	0.6	▲19.1	▲18.8	▲16.0	▲13.9
繊維工業	▲11.4	▲16.2	▲24.1	54.8	114.3	33.3
パルプ・紙加工品	▲47.4	▲18.9	▲3.9	▲35.2	23.7	▲44.2
印刷・同関連	▲67.6	▲39.6	▲11.3	▲6.7	▲1.7	▲25.7
プラスチック製品	▲50.0	▲15.6	13.8	▲36.4	▲7.1	72.2
金属製品	▲13.8	▲37.5	▲27.6	0.0	▲4.8	65.6
はん用機械器具	▲39.4	▲15.8	1.9	▲23.9	2.1	28.6
生産用機械器具	3.5	18.9	▲51.2	36.7	▲21.6	▲19.4
電子部品・デバイス・電子回路	▲71.4	▲13.3	▲45.5	▲40.0	128.6	-
電気機械器具	▲33.8	▲54.3	▲31.7	▲19.0	2.2	69.0
輸送用機械器具	▲40.2	▲11.7	▲70.3	▲29.9	11.5	▲60.6
情報通信業	▲42.1	▲3.3	▲24.3	▲46.9	175.0	216.0
運輸業、郵便業	▲27.0	21.2	5.4	▲25.4	24.2	14.1
卸売業、小売業	▲35.9	▲17.0	▲37.3	▲33.6	10.0	39.0
卸売業	▲29.3	▲3.8	▲27.8	▲23.8	32.5	41.1
小売業	▲39.9	▲22.9	▲41.0	▲39.0	▲1.3	37.9
宿泊業、飲食サービス業	▲35.2	▲25.9	▲42.7	▲18.1	4.2	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	▲61.0	▲12.0	▲33.0	▲52.2	34.8	29.0
医療、福祉	▲20.0	5.5	▲6.0	▲11.0	34.1	6.4
医療業	▲16.3	▲3.9	▲21.5	▲11.2	59.6	7.2
社会保険・福祉・介護	▲22.4	12.2	6.7	12.1	22.8	5.6
サービス業(他に分類されないもの)	▲19.9	▲3.2	▲3.0	15.0	30.2	27.3
産 業 計	▲31.6	▲3.6	▲18.6	▲12.6	16.7	10.1

(注) パートタイムを含む全数。平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 公共工事などが順調な様子で、建設工事請負事業者の数社から、求人が提出された。一方、船舶塗装業の事業所では、造船が低調であり、求人提出が控えられた。
- 製造業 事業所により、コロナの影響が異なっており、昨年から求人更新を続けている事業所がある一方、飲食業やホテル・旅館業向けの商品を扱う事業所は、求人提出を控えている。
- 情報通信業 市場調査事業所からは交通量・渋滞調査にかかる求人、ソフトウェア業の事業所からはプログラマー、SE の求人を、まとまった数で受理した。
- 運輸業、郵便業 運輸サービス事業所から、料金所スタッフ、巡回スタッフなどの求人がまとまって提出され増加要因となるが、求人提出月のズレで生じたもの。
- 卸売業、小売業 業種別では、前年同月比 39.0% (219 人) 増と増加幅が一番大きい、前々年同月比と比較すると 31.2% (354 人) 減となっており、コロナ禍前の状況には回復していない。
- 宿泊業、飲食サービス業 給食調理請負の事業所や多店舗展開している事業所、また、飲食店から小口の求人がまとまり増加した。しかし、求人の提出を控えている様子も、伺える。
- 生活関連サービス業、娯楽業 小口の求人が、まとまったことにより、全体で増加となった。一部美容業の事業所の数社から求人提出があり、業況の回復傾向が感じられた。
- 医療、福祉 前年同月比 6.4% (96 人) 増と 2 ヶ月連続で増加した。前々年同月比では、13.3% (247 人) 減となっている。
- サービス業 清掃業、警備業の複数社から、請負量の増加傾向によりまとまった求人が出され、増加した。前年同月比は 27.3% (164 人) 増加、前々年同月比は 38.3% (475 人) 減少となった。

(4) 求職の動向 新規求職者数 3,424人 (前年同月比7.8%増加)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比7.8%増と3か月連続で増加した。うち、一般求職者は2.8%増と4か月連続で増加、パート求職者は16.5%増と3か月連続で増加した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専門・技術的職業	1.73
事務的職業	0.50
販売の職業	2.11
サービスの職業	2.71
生産工程の職業	1.84
輸送・機械運転の職業	2.16
建設・採掘の職業	7.21
運搬・清掃・包装等の職業	0.91

(注)1. 各職業は、雇用期間4か月未満の臨時、季節を除きパートを含む常用の原数値。

2. 職業分類は平成24年3月から改定された。

※ 職業別の求人・求職の状況について詳しくは、香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比2.9%増と4か月連続で増加した。常用有効求職者は前年同月比7.7%増と10か月連続で増加した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
常用 新規 求職	3年1月	▲13.0	▲6.5	▲14.5	▲15.5	▲18.6	▲5.4	▲10.6
	2月	0.7	9.2	▲5.6	▲7.3	9.5	2.4	0.3
	3月	5.8	▲2.9	3.7	▲5.0	16.5	14.0	18.0
	4月	8.2	12.4	15.5	4.5	7.6	3.9	4.1
	5月	2.9	36.3	3.3	▲5.5	▲10.2	8.6	2.7
常用 有効 求職	3年1月	5.4	▲4.2	▲1.4	0.8	6.8	20.3	18.8
	2月	5.8	4.8	▲1.2	▲0.1	9.5	15.0	11.9
	3月	8.0	4.6	4.1	0.6	12.9	15.4	13.5
	4月	8.0	5.3	6.5	2.8	10.0	13.4	15.1
	5月	7.7	12.3	6.9	3.8	4.2	13.0	14.2

(注)雇用期間4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比12.7%増と4か月連続で増加、離職者は3.9%減と4か月ぶりに減少した。うち事業主都合離職者は18.2%減と2か月連続で減少、自己都合離職者は2.8%増と4か月連続で増加した。無業者は36.3%増と2か月連続で増加した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
計		2.9	36.3	3.3	▲5.5	▲10.2	8.6	2.7
求職理由	在職者	12.7	22.8	33.3	8.5	2.5	1.0	▲14.9
	離職者	▲3.9	26.7	▲12.6	▲12.9	▲15.2	12.2	6.9
	事業主都合	▲18.2	▲29.4	▲48.1	▲13.6	▲25.3	0.9	▲3.7
	自己都合	2.8	34.0	▲2.7	▲13.0	▲10.4	31.1	33.7
無業者		36.3	129.2	33.3	25.0	▲35.3	▲11.8	33.3

(注)雇用期間4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(5) 就職の動向

就職件数 1,299 人 (前年同月比 34.8%増加)

パートを含む就職件数は、前年同月比 34.8%増と 3 か月連続で増加した。うち一般は 27.9%増と 2 か月ぶりに増加、パートは 44.0%増と 4 か月連続で増加した。

パートを含む新規就職率は 37.9%で、前年同月を 7.5 ポイント上回った。

○就職件数の前年同月比

(%)

	全 数	一 般	年 齢		パート
			44 歳以下	45 歳以上	
3 年 1 月	▲ 9.0	▲ 8.8	▲ 10.5	▲ 3.7	▲ 9.3
2 月	▲ 7.3	▲ 23.7	▲ 26.4	▲ 19.2	19.5
3 月	1.0	0.8	3.0	▲ 2.0	1.2
4 月	2.8	▲0.6	▲1.3	0.3	7.9
5 月	34.8	27.9	26.5	29.9	44.0

(6) 雇用保険関係

受給者実人員 3,224 人(前年同月比 4.6%増加)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 4.6%増と 12 か月連続で増加した。

○年齢別受給者実人員

(人、%)

年 齢 計	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,224	4.6
29 歳以下	441	7.3
30～44 歳	861	▲1.5
45～59 歳	1,159	10.7
60 歳以上	763	1.9
44 歳以下	1,302	1.3
45 歳以上	1,922	7.0

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 26.7%減と 7 か月連続で減少した。

建設業は 2 か月ぶりに増加、製造業は 3 か月ぶりに増加、運輸、郵便業は 3 か月連続で減少、卸売・小売業は 3 か月ぶりに減少、宿泊業、飲食サービス業は 2 か月連続で減少、医療、福祉は 3 か月ぶりに増加、サービス業は 3 か月ぶりに増加した。

○産業別事業主都合解雇者

(人、%)

産 業 計	解雇者数	前年同月比
産 業 計	236	▲26.7
建設業	24	242.9
製造業	46	48.4
運輸、郵便業	15	▲78.3
卸売、小売業	44	▲22.8
宿泊、飲食サービス業	14	▲80.0
医療、福祉	16	33.3
サービス業	14	27.3

(注) 1. 「高年齢+特例」被保険者を含む。

2. 平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」を平成 21 年 4 月より適用、集計したもの。

2. 経済情勢（2021年6月10日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、基調としては持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では引き続き弱い動きがみられている。

すなわち、設備投資は下げ止まりの動きがみられる。個人消費では、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き弱い動きがみられている。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。この間、公共投資は高水準となっている。こうした中、企業の生産は緩やかに持ち直している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱い動きとなっている。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、下げ止まりの動きがみられる。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2020年度は、前年を下回る計画となっている。2021年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費では、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き弱い動きがみられている。

大型小売店の売上は、横ばい圏内の動きとなっている。

乗用車販売は、横ばい圏内の動きとなっている。

家電販売は、高水準となっている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、大幅に減少した。

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

公共投資は、高水準となっている。

- 企業の生産は、緩やかに持ち直している。

電気機械は、増加している。化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。汎用・生産用機械、プラスチック製品は、持ち直している。輸送機械、金属製品は、横ばい圏内の動きとなっている。食料品は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。非鉄金属は、振れを伴いつつも、弱めの動きとなっている。窯業・土石は、弱めの動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱い動きとなっている。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、小幅のマイナスとなっている。







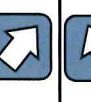
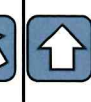

香川県内経済情勢報告



令和 3 年 4 月
財務省四国財務局

香川県内経済情勢報告

	前回 (3年1月判断)	今回 (3年4月判断)	前回比較	総括判断の要点
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある (据え置き)		個人消費は、百貨店・スーパーが堅調であるほか、家電大型専門店等が順調となっているものの、観光等が低調であることから、全体としては感染拡大の影響により持ち直しのテンポが緩やかになっている。生産活動は、食料品が横ばいの状況にあるものの、電気機械で持ち直しつつあり、汎用・生産用機械で緩やかに持ち直しつつあることから、全体としては緩やかに持ち直しつつある。雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

	前回 (3年1月判断)	今回 (3年4月判断)	前回比較
個人消費	感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している	感染拡大の影響により、持ち直しのテンポが緩やかになっている	
生産活動	下げ止まっている	緩やかに持ち直しつつある	
雇用情勢	感染症の影響により、弱い動きとなっている	感染症の影響により、弱い動きとなっている	
公共事業	前年度を上回っている	前年度を下回っている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を上回っている	
設備投資	2年度は前年度を下回る見込み	2年度は前年度を下回る見込み	

※ 3年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費
感染拡大の影響により、持ち直しのテンポが緩やかにな
っている

(4期ぶり下方修正)

○百貨店・スーパーは、衣料品等が弱い動きとなっているもの
 の、飲食料品が堅調であることから、全体としては堅調とな
 っている。

○コンビニエンスストアは、デザートや冷凍食品等に動きがみ
 られることから、全体としては底堅いものとなっている。

〔主なヒアリング結果〕

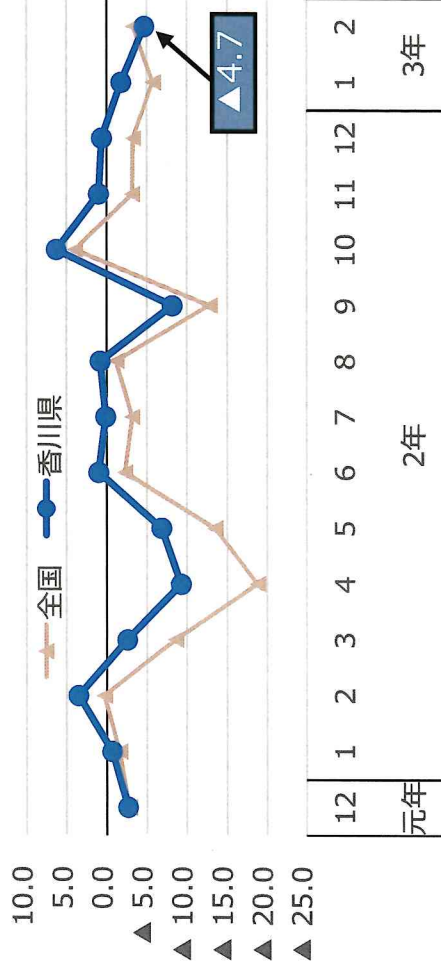
《百貨店・スーパー》

○外出機会の減少の影響が続いており、衣料品については依然と
 して動きが弱い、外食を控えて家庭内での食事を志向する傾
 向は続いていることから、食料品については生鮮食品等を中心
 に引き続きよく動いている。

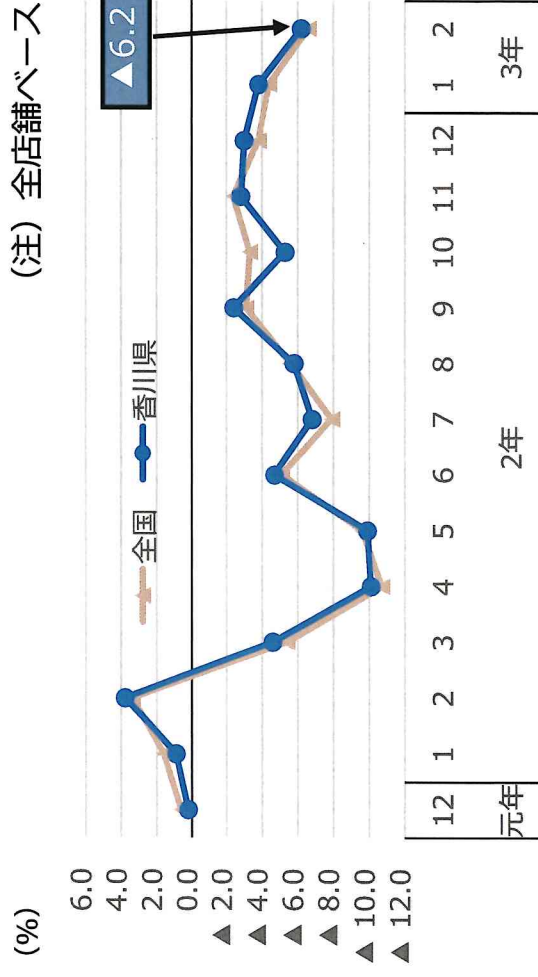
《コンビニエンスストア》

○デザートについては、新商品効果もあるほか、外食等を控える
 一方でちよっとした贅沢を楽しみたいといった需要により、動
 きがよい。

〔百貨店・スーパー販売額（前年同月比）〕 (注) 全店舗ベース
 (%)



〔コンビニエンスストア販売額（前年同月比）〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

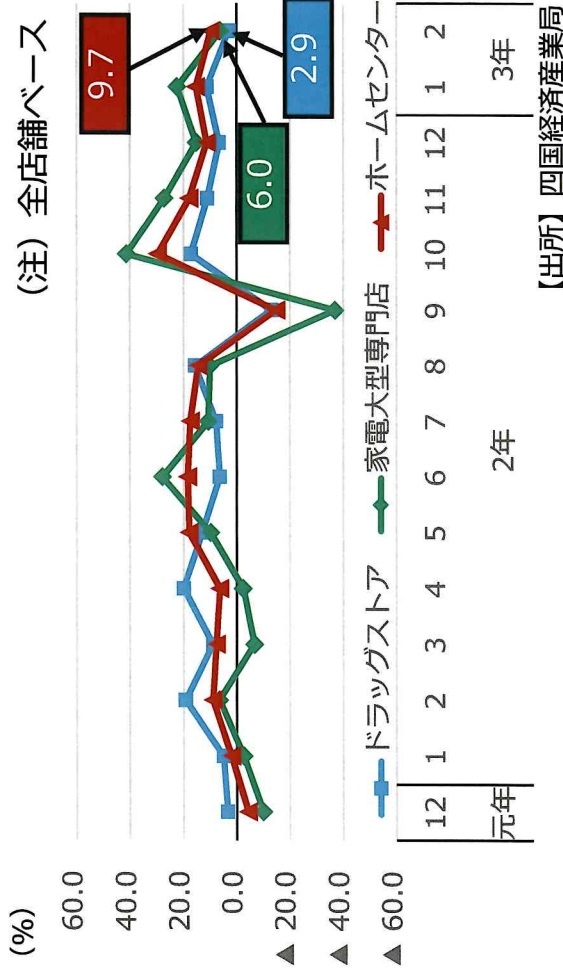
個人消費

- ドラッグストアは、マスク等の衛生用品や飲食料品に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- 家電大型専門店は、テレビや冷蔵庫等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- ホームセンターは、園芸用品やマスク等の衛生用品に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- 乗用車販売は、小型車で前年を下回っているもの、普通車、軽乗用車で前年を上回っており、全体としても前年を上回っている。
- 観光は、感染者数の増加に伴い、外出を控える動きが広がっており、低調となっている。
- 旅行は、国内旅行は低調となっており、海外旅行は不調となっている。

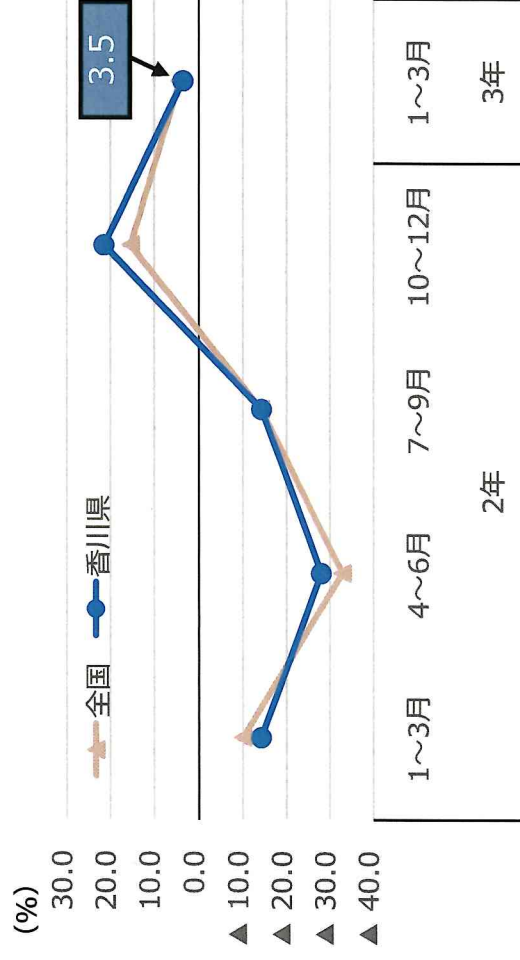
〔主なヒアリング結果〕

- 《家電大型専門店》
- 感染症の影響によるイエナカ需要の高まりで、テレビを中心に買い替えがみられる。
- 《観光施設》
- 緊急事態宣言が解除され、3月は客足が戻りつつあったものの、再び感染者数が増加しており、入出は減っている。

〔香川県の専門量販店販売額（前年同月比）〕



〔乗用車販売状況（前年同期比）〕



生産活動

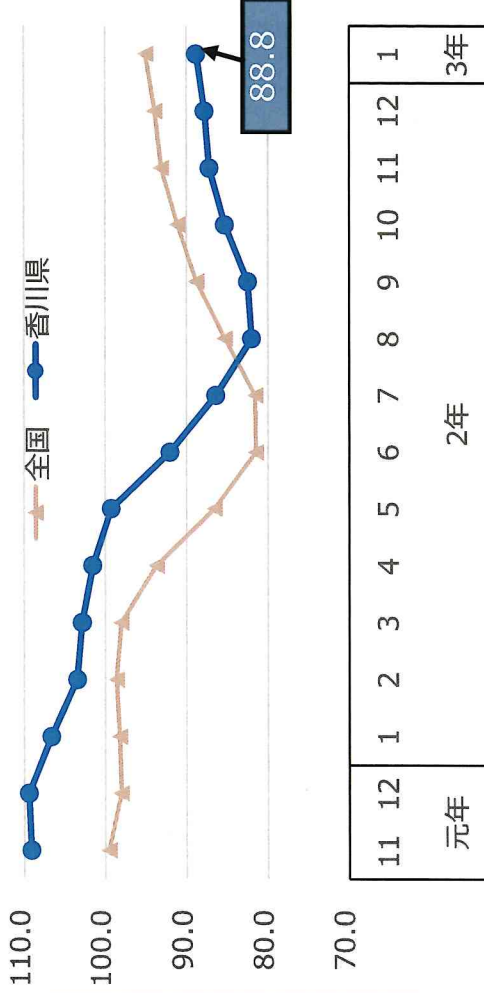
生産活動

緩やかに持ち直しつつある

(2期連続上方修正)

○食料品は、業務用で弱さがみられるものの、家庭用で動きがみられ
ており、横ばいの状況にある。電気機械は、電子部品に動きがみら
れることから、持ち直しつつある。汎用・生産用機械は、厳しい状
況にあるものの、建設工事向けに動きがみられることから、緩やか
に持ち直しつつある。こうしたことから、全体では緩やかに持ち直
しつつある。

〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、3か月移動平均）〕



〔主なヒアリング結果〕

《食料品》

○感染症の影響による外出自粛などから、外食向けが良くない。一
方で、自宅での食事機会が増加していることから、小売店向けが
良い。全体としては高い操業を維持している。

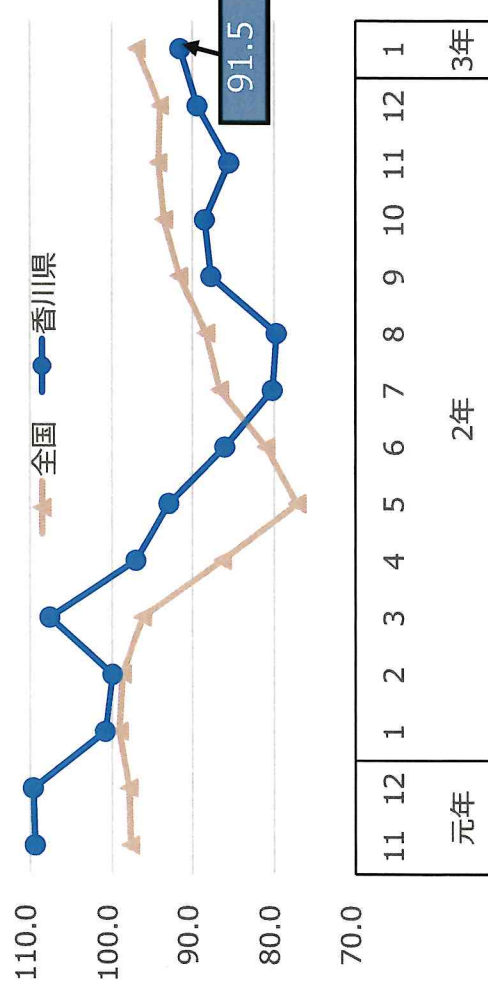
《電気機械》

○スマートフォン向け電子部品の受注が増加しており、操業は高く
なっている。

《汎用・生産用機械》

○感染症の影響により減少していた建設工事向けの需要に持ち直し
の動きがみられ、生産量は増加している。

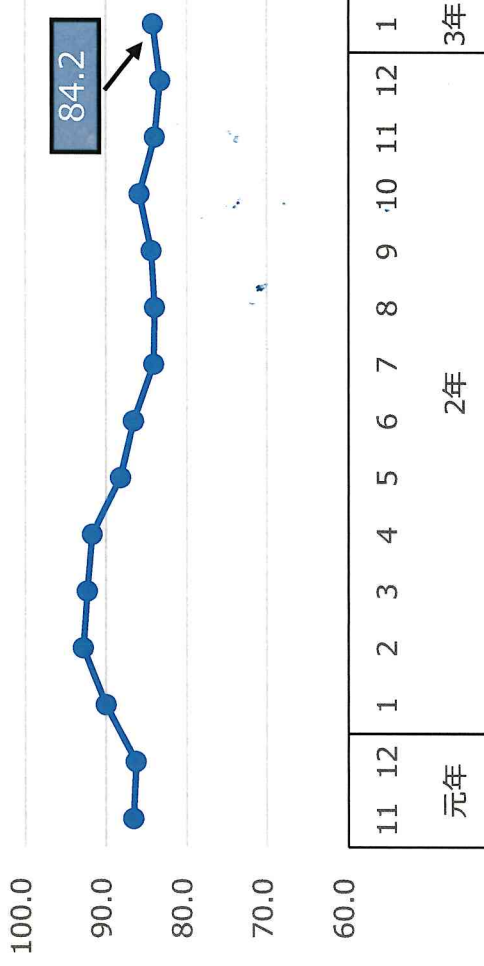
〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、単月）〕



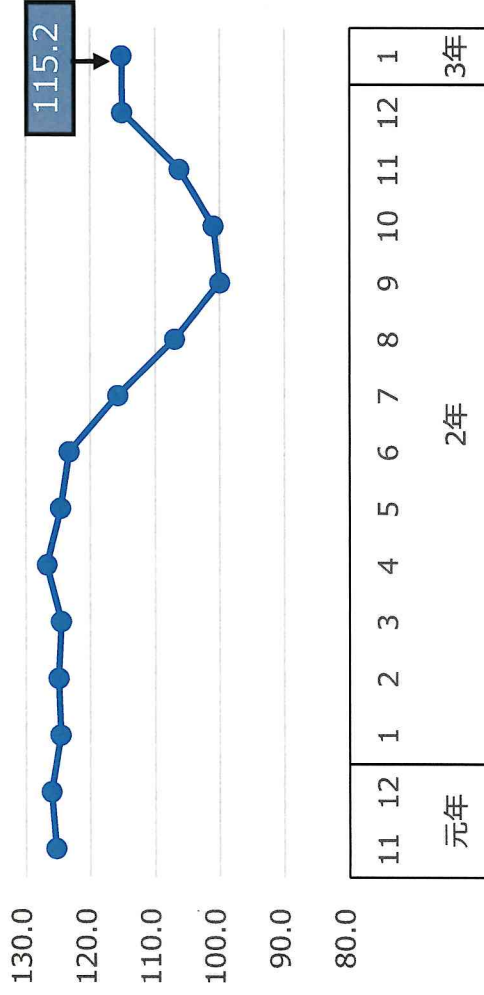
(平成27年=100) 【出所】 経済産業省、香川県

生産活動

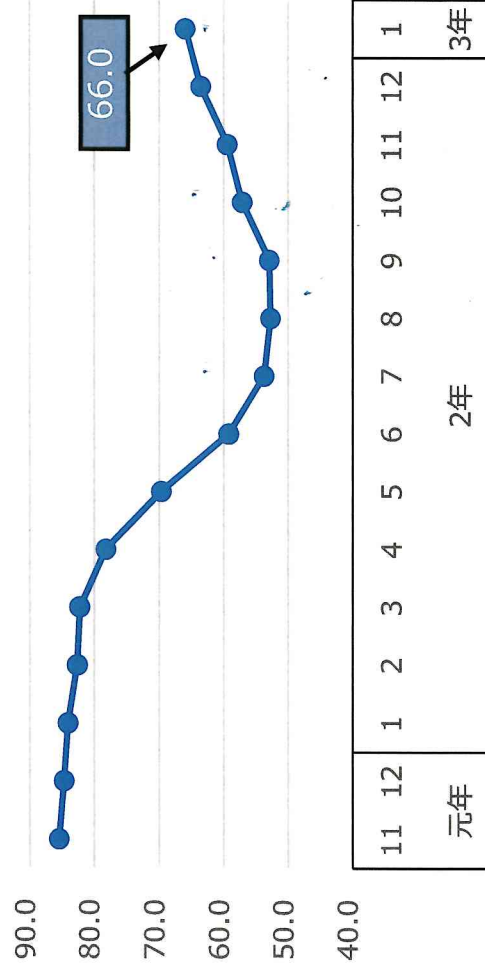
〔食料品〕



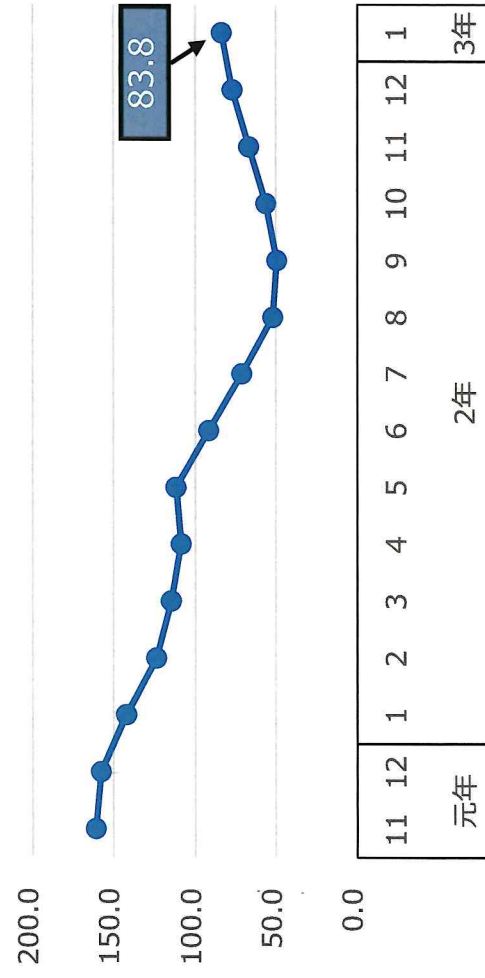
〔電気機械〕



〔汎用・生産用機械〕



〔輸送機械〕



雇用情勢

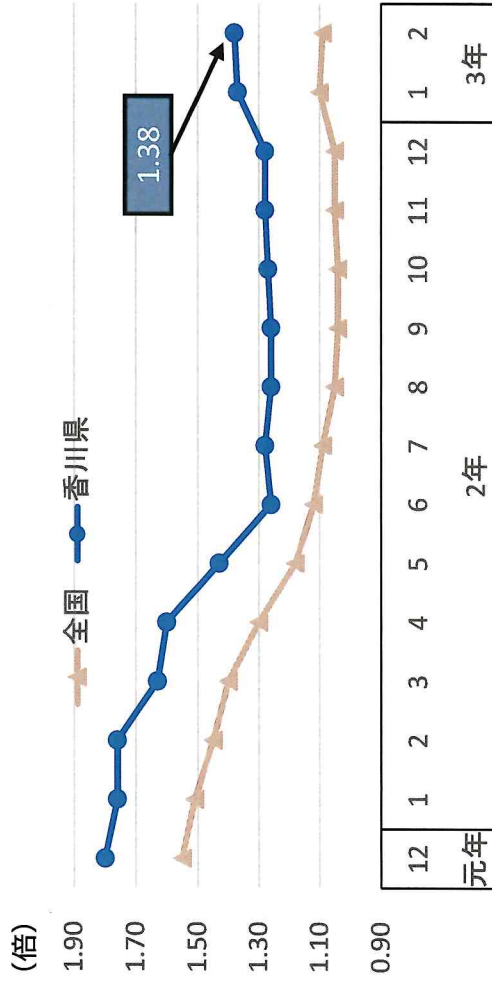
雇用情勢

感染症の影響により、弱い動きとなっている

(3期連続で据え置き)

○有効求人倍率は緩やかに上昇している。
○新規求人数は、前年を下回っている。

〔有効求人倍率（季節調整値）〕



〔主なヒアリング結果〕

《労働局》

○造船業の低迷により、大手造船会社の協力企業を中心に、新規求人数が減少した。また、ガス販売業や鮮魚卸売業において、飲食店不振の影響で業績が悪化し、新規求人数が減少した。

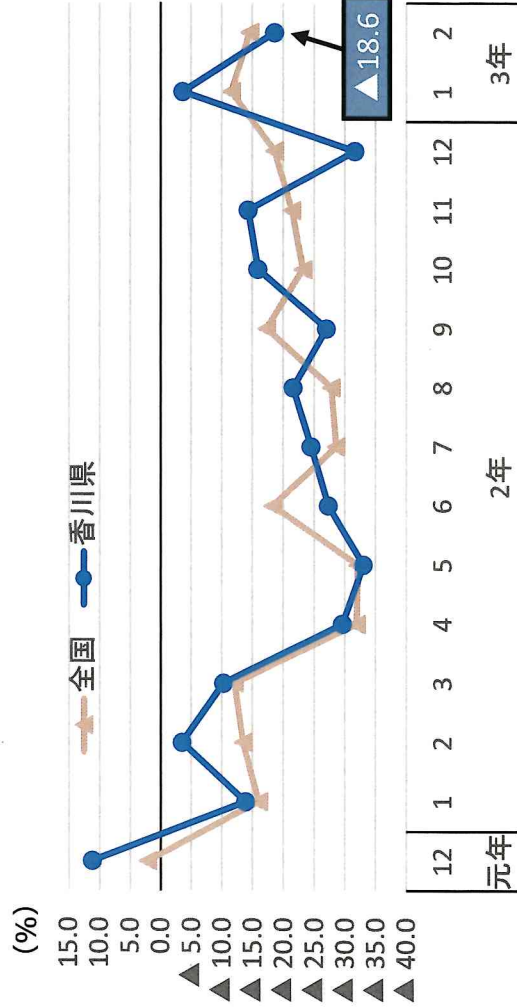
《製造業》

○感染症の影響により、イベント等の自粛があり、受注が減少している。例年であれば人手は不足しているところ、人手過剰のため、雇用調整助成金を活用している。

《宿泊業》

○Go Toトラベル事業の停止を受けて宿泊客が激減したため、人手は過剰気味となっている。

〔新規求人数（原数値、前年同月比）〕
【出所】厚生労働省の公表データから算出



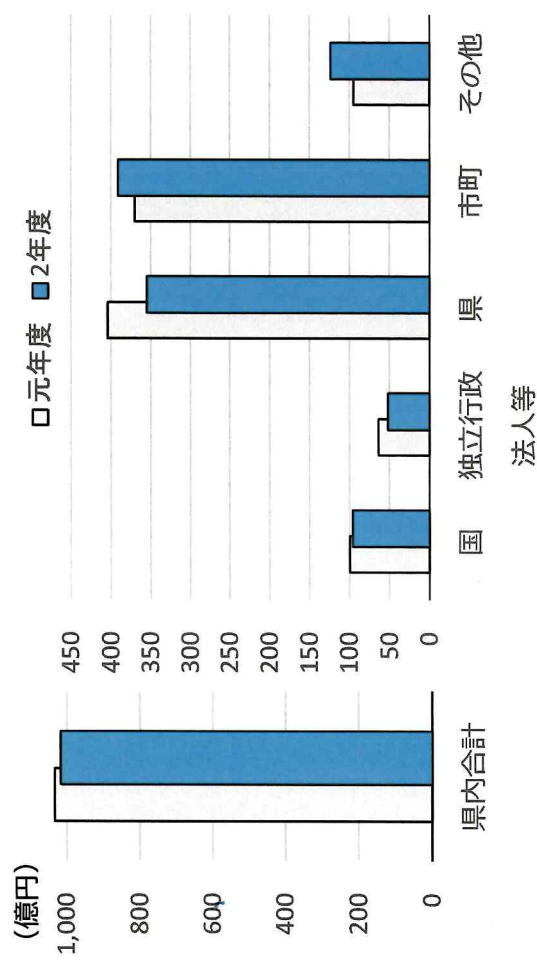
【出所】厚生労働省

公共事業・住宅建設

公共事業

前年度を下回っている

〔香川県の公共工事前払金保証請負金額（3月累計額）〕



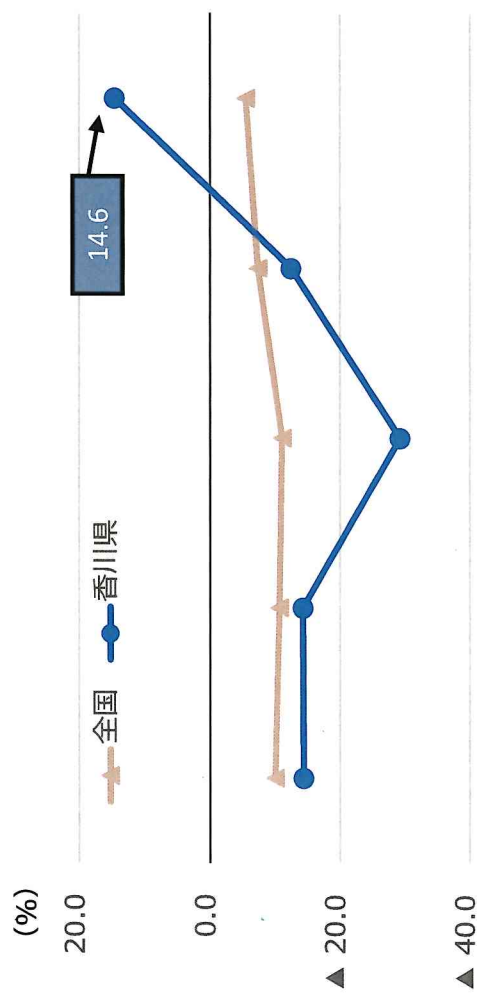
○前払金保証請負金額（令和2年度3月累計額）で見ると、県内合計は前年度を下回っている。

○発注者別にみると、市町において前年度を上回っているものの、国、独立行政法人等及び県において前年度を下回っている。

住宅建設

前年を上回っている

〔新設住宅着工戸数（前年同期比）〕
【出所】西日本建設業保証（株）等



○新設住宅着工戸数で見ると、全体としては前年を上回っている。

○利用関係別にみると、持家で前年を下回っているものの、分譲及び貸家で前年を上回っていることから、全体としては前年を上回っている。

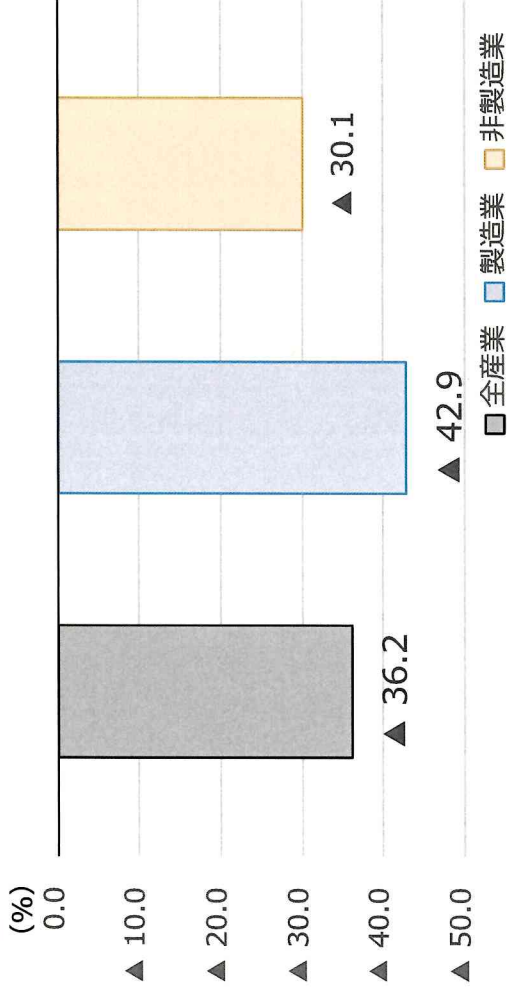
元.12~2.2月 3~5月 6~8月 9~11月 2.12~3.2月
【出所】国土交通省の公表データから算出

設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

設備投資

2年度は前年度を下回る見込み

〔香川県の設備投資（前年度比）〕



（企業倒産）

件数は前年を下回っているもの、負債総額は前年を上回っている

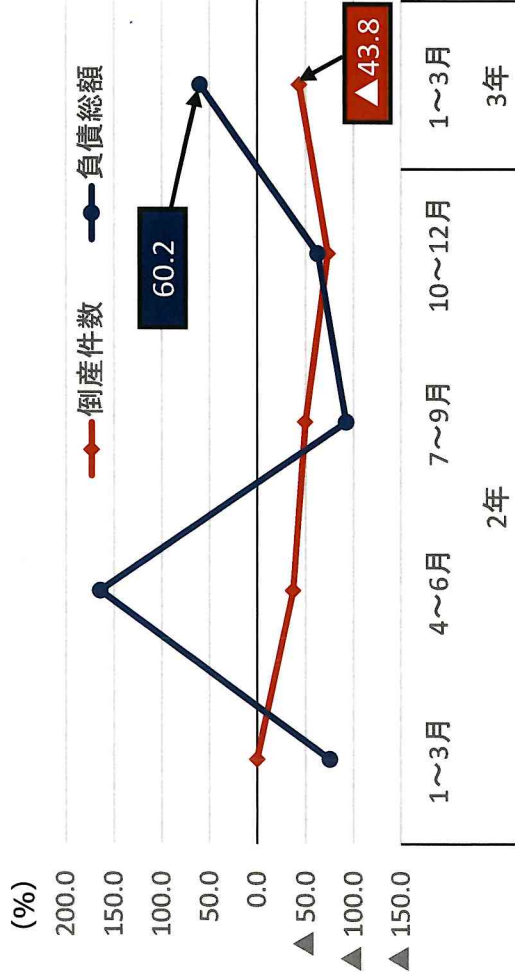
（消費者物価）

前年を下回っている

※3年1～3月期調査の結果
※ソフトウエア含む、土地除く

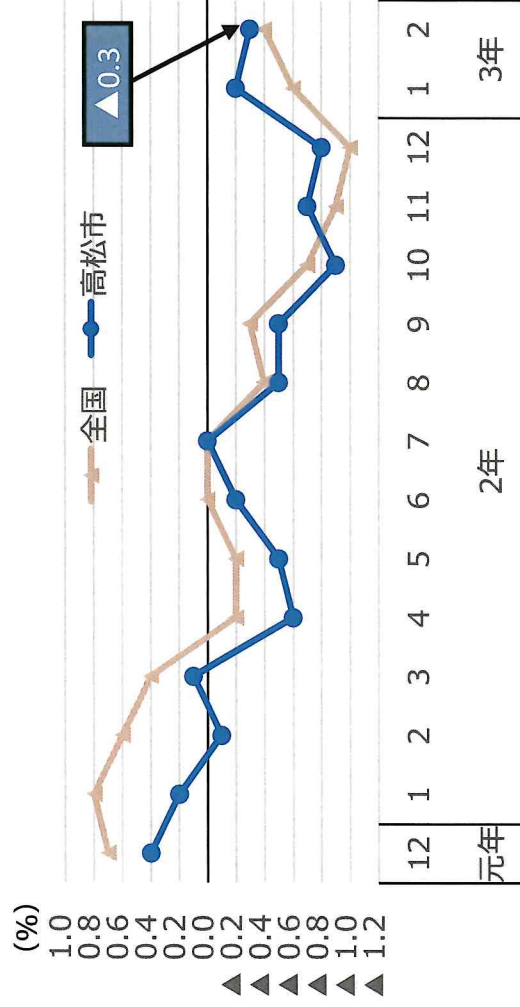
【出所】四国財務局（法人企業景気予測調査）

〔香川県の倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上、前年同期比）〕



【出所】東京商工リサーチ

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、前年同月比）〕



【出所】総務省

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは

TEL(087) 811-7780
財務広報相談室 (内線260) 又は
経済調査課 (内線250) へ
FAX(087) 823-2077
ホームページアドレス
<http://shikoku.mof.go.jp/>



(本件に関する照会先)
日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2021年6月10日
日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、基調としては持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では引き続き弱い動きがみられている。

すなわち、設備投資は下げ止まりの動きがみられる。個人消費では、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き弱い動きがみられている。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。この間、公共投資は高水準となっている。こうした中、企業の生産は緩やかに持ち直している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱い動きとなっている。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、下げ止まりの動きがみられる。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2020年度は、前年を下回る計画となっている。2021年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費では、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き弱い動きがみられている。

大型小売店の売上は、横ばい圏内の動きとなっている。

乗用車販売は、横ばい圏内の動きとなっている。

家電販売は、高水準となっている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、大幅に減少した。

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

公共投資は、高水準となっている。

- 企業の生産は、緩やかに持ち直している。

電気機械は、増加している。化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。汎用・生産用機械、プラスチック製品は、持ち直している。輸送機械、金属製品は、横ばい圏内の動きとなっている。食料品は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。非鉄金属は、振れを伴いつつも、弱めの動きとなっている。窯業・土石は、弱めの動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱い動きとなっている。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、小幅のマイナスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が拡大した。
貸出約定平均金利（3月）は、前月比低下した。
- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が拡大した。
- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、低水準となっている。

以 上

	個人消費関連									
	百貨店・スーパー販売額 全店ベース(前年比:%)			乗用車新車登録台数 (前年比:%)			軽自動車新車届出台数 (前年比:%)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2018年*	0.9	3.8	0.0	0.9	-0.8	-0.6	5.1	4.8	2.2	
2019年*	0.1	1.2	-1.1	-5.0	-2.4	-5.0	-5.6	1.2	-3.1	
2020年*	-1.2	-0.7	-5.4	-5.5	-9.5	-8.7	-5.6	-8.8	-5.3	
20/	5	-6.9	-1.7	-13.5	-35.4	-39.8	-41.8	-58.7	-58.6	-55.9
	6	1.0	5.8	-2.3	-14.5	-23.5	-26.6	-11.6	-14.5	-14.4
	7	0.1	12.4	-3.2	-15.7	-16.0	-19.6	-1.8	-2.9	1.7
	8	0.8	19.7	-1.2	-14.8	-22.1	-16.1	-12.3	-7.7	-12.4
	9	-8.2	-11.7	-12.8	-19.3	-23.4	-16.0	-17.0	-21.8	-12.7
	10	6.3	-4.1	4.0	41.4	43.1	34.5	21.8	21.5	24.3
	11	1.0	-13.1	-3.2	18.7	10.8	6.4	10.6	5.6	7.2
	12	0.6	-10.6	-3.3	18.8	15.4	8.2	18.8	14.1	16.7
21/	1	-1.8	-9.9	-5.8	10.9	5.0	8.0	7.7	12.9	7.3
	2	-4.7	-13.6	-3.3	-2.9	2.0	-2.7	8.0	1.2	4.7
	3	-0.1	-9.7	2.8	-5.0	-4.0	2.3	8.8	-0.1	10.9
	4	p 7.5	p 0.1	p 15.7	14.5	25.7	26.3	30.4	39.4	41.7
	5					34.1				88.8
出所	経済産業省			日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会・ 四国運輸局						

	物価指数			雇用関連									
	消費者物価(生鮮食品を除く総合) (前年比:%)			所定外労働時間指数** (前年比:%)			常用雇用指数** (前年比:%)			有効求人倍率*** (季調済) (倍)			
	高松市	徳島市	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2018年	0.9	1.0	0.9	9.0	9.3	-1.5	0.8	1.9	1.1	1.79	1.45	1.61	
2019年	0.5	0.6	0.6	-7.2	-17.3	-1.9	1.3	-1.4	2.0	1.80	1.50	1.60	
2020年	-0.4	-0.3	-0.2	-21.3	-13.7	-13.2	-1.3	2.0	1.0	1.42	1.16	1.18	
20/	4	-0.6	-0.3	-0.2	-31.4	-25.7	-18.9	-1.3	2.1	1.5	1.60	1.19	1.30
	5	-0.5	-0.5	-0.2	-37.8	-31.2	-30.7	-1.9	1.7	0.6	1.43	1.17	1.18
	6	-0.2	-0.5	0.0	-31.0	-21.1	-23.9	-2.1	1.3	0.6	1.26	1.12	1.12
	7	0.0	-0.1	0.0	-22.1	-10.9	-16.2	-2.6	2.4	0.6	1.28	1.12	1.09
	8	-0.5	-0.3	-0.4	-21.9	-6.4	-14.1	-2.4	2.6	0.8	1.26	1.09	1.05
	9	-0.5	-0.5	-0.3	-20.2	-8.0	-13.4	-2.3	2.9	0.6	1.26	1.07	1.04
	10	-0.9	-0.6	-0.7	-16.8	-13.2	-11.1	-2.3	2.4	0.7	1.27	1.06	1.04
	11	-0.7	-0.8	-0.9	-15.0	-9.6	-10.2	-2.4	1.5	0.6	1.28	1.07	1.05
	12	-0.8	-1.0	-1.0	-14.2	-2.3	-7.6	-2.1	1.4	0.6	1.28	1.05	1.05
21/	1	-0.2	-0.3	-0.6	-6.2	-2.3	-8.0	0.1	2.2	0.6	1.37	1.10	1.10
	2	-0.3	-0.1	-0.4	-1.1	-4.5	-9.7	-0.2	1.7	0.6	1.38	1.13	1.09
	3	0.1	0.2	-0.1	5.3	13.6	-1.9	-0.4	2.7	0.7	1.30	1.14	1.10
	4	-0.1	-0.2	-0.1			p 13.3		p 1.1	1.35	1.14	1.09	
出所	総務省			厚生労働省・香川県・徳島県									

(注) p…速報値

*…百貨店・スーパー販売額は前年比、乗用車新車登録台数および軽自動車新車届出台数は前年度比。

**…事業所規模5人以上、調査産業計。

***…年計数は原計数。

		鉱工業生産指数						
		(左：季調済前月比・右：原指数前年比：%)						
		香 川		徳 島		全 国		
2018年*		n. a.	7.9	n. a.	3.7	n. a.	1.1	
2019年*		n. a.	-3.7	n. a.	-0.7	n. a.	-3.0	
2020年*		n. a.	-14.4			n. a.	-10.4	
20/	4	-9.9	-2.4	1.7	-0.8	-10.3	-15.5	
	5	-4.2	-14.3	-16.0	-21.4	-10.5	-27.0	
	6	-7.4	-16.6	-1.3	-13.4	4.9	-18.4	
	7	-6.7	-25.3	3.7	-12.5	6.9	-15.9	
	8	-0.6	-25.6	3.9	-4.3	2.0	-14.0	
	9	10.0	-18.2	1.3	5.9	3.7	-9.1	
	10	0.9	-17.6	-5.2	-9.8	2.1	-3.4	
	11	-3.4	-23.0	17.1	7.3	0.7	-4.1	
	12	4.6	-17.3	-7.8	2.2	-0.2	-2.9	
	21/	1	2.3	-11.7	3.0	7.8	3.1	-5.3
		2	-5.9	-12.9	-12.9	-9.2	-1.3	-2.0
		3	p 6.3	p-12.4	p 15.7	p-2.2	1.7	3.4
4						p 2.5	p 15.4	
出 所	経済産業省・香川県・徳島県							

		建 設 関 連						
		公共工事請負額			新設住宅着工戸数			
		(前年比：%)			(前年比：%)			
		香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2018年*		-4.8	-5.6	1.1	-16.3	-10.8	-2.3	
2019年*		4.5	15.7	6.8	-3.9	-4.9	-4.0	
2020年*		-1.4	11.3	2.3	-16.4	-13.8	-9.9	
20/	4	-21.7	41.8	3.2	-12.7	-25.7	-12.9	
	5	72.5	-30.7	-6.4	-0.3	-48.4	-12.3	
	6	-10.1	-10.1	13.2	-56.1	6.7	-12.8	
	7	5.3	28.4	-4.1	-6.1	8.4	-11.4	
	8	47.0	-15.5	13.2	-10.8	-13.6	-9.1	
	9	45.5	66.1	17.1	-22.5	-42.9	-9.9	
	10	-16.5	-13.3	-0.4	-14.4	-3.1	-8.3	
	11	7.3	30.1	-3.3	-1.1	-8.6	-3.7	
	12	22.5	-31.8	-8.6	24.7	-0.9	-9.0	
	21/	1	-48.6	-5.9	-1.4	30.1	-36.7	-3.1
		2	-5.6	-3.4	-7.3	-4.2	-27.4	-3.7
		3	-37.5	49.2	1.9	-24.2	-33.6	1.5
4		68.8	-14.9	-9.2	56.8	-32.2	7.1	
出 所	西日本建設業保証(株)			国土交通省				

(注) p…速報値

*…鉱工業生産指数、新設住宅着工戸数は前年比、公共工事請負額は前年度比。

	金 融						
	実質預金 * (月末残高) (前年比:%)			貸出金 * (月末残高) (前年比:%)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2018年	0.4	-0.2	2.0	1.2	3.4	2.7	
2019年	2.3	3.1	2.4	3.6	3.4	1.7	
2020年	8.0	6.7	9.4	5.5	5.2	5.7	
20/	4	2.5	2.5	4.4	1.5	3.1	3.6
	5	4.9	4.1	7.4	4.3	4.0	5.8
	6	5.2	4.7	8.3	4.6	4.5	6.0
	7	5.8	5.9	8.6	5.3	5.1	6.3
	8	7.1	6.4	9.3	5.8	5.2	6.3
	9	7.3	6.1	9.0	5.9	5.2	5.7
	10	7.9	6.9	8.8	6.3	6.1	6.0
	11	7.9	6.3	9.3	5.3	5.1	6.1
	12	8.0	6.7	9.4	5.5	5.2	5.7
21/	1	9.1	7.0	9.6	6.8	5.3	5.9
	2	9.4	7.4	9.8	6.7	5.1	6.1
	3	8.6	8.6	9.8	6.9	5.9	5.2
	4	9.2	8.3		8.4	5.7	
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	日本銀行高松支店		日本銀行	

	金 融			企業倒産件数			
	貸出約定平均金利** (総合、ストックベース、%)			(前年比:%)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2018年	1.039	1.278	0.901	36.1	-2.9	-2.0	
2019年	0.985	1.202	0.861	28.5	30.3	1.7	
2020年	0.933	1.163	0.814	-41.2	16.2	-7.2	
20/	5	0.951	1.196	0.819	-20.0	0.0	-54.8
	6	0.948	1.188	0.814	-77.7	4.5倍	6.2
	7	0.946	1.183	0.813	-42.8	3.0倍	-1.6
	8	0.945	1.180	0.814	皆減	0.0	-1.6
	9	0.941	1.178	0.816	-50.0	0.0	-19.5
	10	0.943	1.173	0.818	-80.0	0.0	-20.0
	11	0.941	1.171	0.814	皆減	0.0	-21.7
	12	0.933	1.163	0.814	-25.0	皆減	-20.7
21/	1	0.935	1.160	0.812	-66.6	-50.0	-38.6
	2	0.930	1.157	0.809	-71.4	皆減	-31.4
	3	0.923	1.150	0.809	0.0	-72.7	-14.3
	4				50.0	-60.0	-35.8
	5				-50.0	-25.0	50.3
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	(株)東京商工リサーチ			

(注) * 実質預金・貸出金

- 香川・徳島…21/3月までは、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の県内店舗の合計額。
21/4月以降は、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額。
全国…国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の合計額。
全国は、日本銀行「預金・現金・貸出金」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp/>>掲載)より当店算出。
- 銀行勘定。特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。

** 貸出約定平均金利(総合、ストックベース)

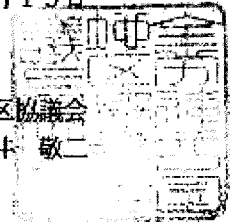
- 香川・徳島…県内に本店を置く地域銀行および信用金庫の全店舗。
2020年1月の徳島大正銀行の発足に伴い、徳島県の2020年1月以降の計数は、2019年12月以前とは連続しない。
- 全国は、日本銀行「貸出約定平均金利」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp/>>掲載)の国内銀行の計数。
詳しくは、「貸出約定平均金利」の注釈をご参照ください。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。



2021年5月19日

香川労働局 局長 松瀬 貴裕 様
香川地方最低賃金審議会 会長 様

全労連四国地区協議会
議長 筒井 敬二



最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請

日頃より、労働者権利の遵守に向けたご努力に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現も重なり収束の見通せない状況となっています。2020年の最低賃金は、コロナ禍の影響を受け、四国では2円～3円の引き上げに留まりました。しかし、①エッセンシャルワーカーの3～4割が最低賃金近傍、②コロナ禍を乗り越えるために「内需の拡大」による地域循環型の経済を構築していく必要性、③格差の是正による都市部への人口流出への歯止めなど、コロナ禍だからこそ最低賃金のこれからの役割が問われています。

最低賃金の決定には、①地域における労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の支払い能力、が考慮されるとしています。しかし実際には、中央最低賃金審議会の目安が出されれば、目安に対し「いくら上乗せするのか」「他の県はどうか」といった議論に終始しています。その要因の一つに、最低賃金の決定要素の「通常の事業の支払い能力」があまりにも曖昧であり、地方審議会の中で抽象的な議論しかできていないことがあると考えます。現行の最低賃金法では、地域経済の疲弊、人口流出、労働力確保、災害からの復旧等に対応できず、すでに制度的疲労を引き起こしているといえます。

世界規模の気候変動による新たな「新型コロナウイルス」の出現や巨大地震など、今後予想される災害に対し、地域社会を維持していき、地域で働き続けられる社会を作っていくために以下の項目を要請いたします。

記

1. 地方最低賃金審議会において、最低賃金が現在担っている役割について公労使の共通認識をお聞かせください。
2. 最低賃金の引き上げによる経済波及効果について審議に盛り込むよう資料の収集を進めてください。格差を拡大させる中央最低賃金審議会の目安制度を廃止するよう政府に求めてください。
3. 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の創設に向け、最低賃金法を改正するよう政府に求めてください。また、賃金決定の要素について、非常に曖昧な「通常の企業の支払い能力」を削除するよう求めてください。
4. 政府に対し、最低賃金の大幅引き上げを求めるとともに、中小企業支援について具体的な要望を上申してください。
5. 審議会の運営規定を順守し、非公開とする以下の理由に対し、公開に向けた具体的な措置をお聞かせください。
 - ①個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある
 - ②個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある
 - ③率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
6. 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃してください。
7. HPで公開されている審議会の議事録について、発言も含めたものを公開してください。
8. 2021年の審議会の公労使委員のリストを示してください。また、労働者委員について立候補した労働者の単組名と性別を示してください。

以上

香川 労働局

局長 松瀬 貴裕 殿

JAL 解雇撤回と最賃 1500 円を実現する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たち「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める最賃キャラバン四国実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、いまや 2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

別紙添付は省略

また、JAL 解雇撤回問題は、別紙「日本航空の解雇争議の早期全面解決を求める要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合に対する極めて不誠意で悪質な態度に大きな問題があると考えています。なぜなら不当労働行為を行い、会社をして「解雇の必要性がなかった」と認めながら 165 人の解雇を撤回しないからです。JAL の行為は、解雇権の濫用であり、労働組合の弱体化を狙うもので断じて許すことはできません。

つきましては標記に関して、下記のとおり要請いたしますので、貴職の誠意ある回答、並びにご見解を示されるようお願い申し上げます。

記

1. 貴職の職責を活かし JAL 日本航空に、JAL 闘争団との誠意ある団体交渉を開催するよう要請するとともに、JAL 解雇争議の早期解決を図るよう指導すること。
2. 最低賃金を 1500 円に引き上げ、生活保護基準以上とすること。
3. 最低賃金を全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域格差をなくするとともに、コロナ禍で鮮明となった東京一極集中の弊害を是正すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営圧迫には税負担、社会保険料の減免など政府支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく、専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2021 年 6 月 4 日

JAL 解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会
共同代表・大谷 竹人 (JAL 闘争支援四国共闘会議議長)
共同代表・中野 勇人 (最賃の大幅引上げ CP 四国代表)

以上